

産状態に陥つて居り、又多くの個人オペレーターは義務を履行しなかつたので、委員會の知つてゐる範圍内に於てさへも、僅々數年の間に損害賠償の行はれない事故件數は實に一千件を越へ、そのうちには死亡及び重大傷害も含まれる有様であつた。蓋し此の「競争」時代に於けるタクシー業者間の戦争は、關係業者の大部分にとつて手痛い災禍ではあつたが、併し記録をほんの大ざつぱに調べて見ただけでも、最大の被害者が一般公衆だつた事は明かである。

本事案に於て提起された論點を考察する基礎としては、委員會の記録に基き公共事業會社法の制定以來今日に至るまでのタクシー業態の推移を論じるのが便利と思ふ。一九一四年一月一日にはフライデルフィアのタクシーサーヴィスは殆ど全部一臺乃至二臺を有する個人營業によつて行はれてゐた。彼等は多く以前貨馬車をやつてゐた連中である。クエーカー・シチー・キヤブ會社の運轉する少數の車を除けば普遍的性質を有するタクシー業務は存在しなかつた。しつかりした責任のある組織を造り上げるだけの能力乃至資力のあるオペレーターも存しなかつた。當時のタクシー經營は何等固定した継まつた額の投資を必要とせず、又公共事業會社の適正な運用管理に必要な公共奉仕の義務及び責任の意識を全く缺いて居つた。

かうした状態は他の公益機關に對する状態とは徹底的に違つてゐた。問題を處理するに當つては、委員會は經營の完全性、業務の擴張及び法外な賃金率の引下に關して公益を保護し得るが如き一貫した政策を踏襲すべく努力して來た。一九一九年一二〇年に至る迄は戰時の非常事態その他の事情の爲に、タクシーのオペレーターは委員會から公共便益證明を得るに至らず、又料金表をも編成して居なかつた。彼等は委員會の定めた定まつた駐車場を出發點として營業をされた。

やつてゐたわけではなく、又自動車運輸會社の取締に關する委員會の一般命令に従つてゐたわけでもない。之等の法律上の要求が施行されるやうになつた時に、フライデルフィア市に於けるタクシー自動車經營を認可する約三百通の公共便益證が發行された。此の三百のうち二つを除いて他は全部個人オペレーターであつた。間もなく色々なオペレーター間の商戦は結局サーヴィスの不安定を導き、且オペレーターの方に責に任ずるだけの資力がない爲に、事故の際一般公衆を殆ど、又は全く、保護する事が出來ないといふ事が委員會にハツキリ分つて來た。社團式經營の、責任ある社團の創設は、個人經營に免れ難い缺點の幾らかを是正するだらうといふ希望からタクシー會社の設立が幾つか認可された。

併し一九二〇年から一九二五年に至る間の經驗は、無制限な競争は結局一般公衆の利益に悖りタクシー業者の破滅を來すものである事を立證した。一九一六年に設立されたりバーテイ・タクシーキヤブ會社は一九一四年に廢業の餘儀なきに立到つた。一九一七年の初め頃設立されたブラツク・アンド・ホワイト會社は僅々數ヶ月しか營業を續けられなかつた。第一次のブラツク・アンド・ホワイト會社が一九二二年にも一度設立されたが、暫くして破産管財人の手に移つてしまつた。一九一七年二月に創立されたフライデルフィアのベンシルヴァニア・ガレヂ・アンド・サーヴィス會社は一年以内に没落した。一九二三年設立のチエツカー・キヤブ會社は營業一年の後に破産した。やはり一九二二年設立のアーカディア・オート・サーヴィス會社は一九二四年に廢業した。一九一七年に創立されたフライデルフィア・タクシーキヤブ・ヨーボレー・ショーン及びフライデルフィアのベンシルヴァニア・ガレヂ・アンド・サーヴィス會社は全く二進も三進も出來なかつた。クエーカー・シチー・キヤブ會社は、フライデルフィアの社營タクシーの草分けであり、幾年もの間堅實な會社であったが、やはり此の渦巻きに捲き込まれて、とう／＼債權者には借金の極く一部を返済しただけ

で、數百件に及ぶ損傷賠償の請求を受けつぱなしにした儘で破産してしまつた。一九二三年創立のダイヤモンド・キヤブ會社、一九二〇年創立のカニンガム・キヤブ會社はイエロー・キヤブ會社に合併された。個人タクシー業者の數は一〇六人に減少した。

一九二五年三月、ベン・タクシー會社と呼ばれるベニタクシー會社の設立認可申請が委員會に提出された。委員會は之迄の經驗によつて「タクシー經營も、飽く迄公益に立脚し、破壊的競争から保護された、良く統制された機關を以て公益に奉仕すべしといふ基本的取締原則の例外となるものではない」事を確信してゐたので、ベン・タクシー會社の申請を却下し、許可を有するオペレーター數のそれ以上増加するに不同意なる旨を公式に宣言した。その時の申請者は或る大きなタクシー自動車製造會社の代表者であり、本件の場合の事情とは事情が違つてゐた。

ベン・タクシー會社の却下後にも、確かに、再設されたクエーカー・キヤブ會社がフライデルフィア市内で營業の免許を與へられてゐる。委員會をしてクエーカー・キヤブ會社の再設を認可せしめるに至つた主なる理由はかうである。即ち破産した第一次の會社は、フライデルフィアで、現存のどのタクシー會社よりも長く營業をして居つた。同社は私有地及び鐵道終點に於て獨占的營業を行ひ得べき契約を有して居り、しかも此の契約による權利は繼承可能なものであつた。同社の再設によつて新に競争が激化するやうな事はないであらう。そして又クエーカー・シチー・キヤブ會社の善意の債権者にも幾千かの利益を保證し得るであらうといふのであつた。再設のクエーカー・キヤブ會社及び極く特別の理由又は餘儀ない理由があつた場合の一、二の個人オペレーターの申請の場合を除けば、過去五年の間、委員會

はフライデルフィアに於てタクシーを運轉營業する權利を認める證書を許與した事は一度もないものである。

若し委員會の使命が單に行政的見地から、目下の申請及び其他同種の申請を處理するに在るものとすれば、委員會は上述の期間の經驗を無視する事は出來なかつた筈である。けれども、その上に猶ほ委員會は之に關聯する公共政策の二つの重要な點に考慮を拂ふべき義務がある。

先づ第一に、一九二六年一月フライデルフィア市は、タクシー運行をも、先きに市がフライデルフィア高速運輸會社と締結した一九〇七年契約の下にある他の交通機關の運行と聯結せしめるといふ明確な市政々策をとるに至つた事實がある。イエロー・キヤブ會社、其他のタクシー會社買收の爲の高速運輸會社株式發行許可に關する市條例にはその資產を一九五七年に取戻し得べき旨の規定が存して居た。同様の取戻規定は、野外運輸會社（バス運轉上に於ける高速運輸會社の子會社）の經營するバス線運行に關する總ての條例中にも含まれて居り、市側の代表者は何時でも、之等の條例は一九〇七年契約と同じく市の爲に「財産權を設定した」ものだと主張してゐる。それが果して正しいかどうかに就いては委員會は意見を述べぬ。併しイエロー・キヤブ會社の買收許可に關するものを含む之等の契約條例を認可するに當つて、委員會は、その中に現はれて居る市政々策に對しては當然に敬意と考慮とを拂つた。

第二は、たとひ市によつて創り出された政策が委員會によつて完全に抹殺されてしまふにしても、之等の事柄の中には猶ほやはり、公益機關の間に無駄な且破壊的な競争を許さぬといふ統制原則に關聯する遙かに廣汎な公共政策上

の根據が伏在して居るといふ事實である。此の原則は、公益事業取締のあらゆる分野に於て委員會が終始一貫踏襲し來つた所であり、公共事業會社法運用の始めより今日に至る迄幾多の判決に於てペンシルヴァニア最高法院及び上級法院が常に確認し強調し來つた所である。

公共事業會社法の施行の日より直ちに、委員會は競争絶滅政策を必要とする事態に直面した。早くも一九一四年四月には、委員會は、シュイルキル・ライト・ヒート・アンド・パワー會社 (I.Pa.P.S.C.23) の申請でその立場を明確に宣明した。即ち委員會は曰く、

「一九一三年七月二十六日付法律の條章及他の諸州の殆ど總てに於ける同種法律の條章は左の如き一般的判断を指示する。即ち適當なサービス及び公正な賃金を確保する爲に公共事業會社の間で競争させるといふやり方は從來成功しなかつた、今後は適當な組織を持つた機關によつて監督する事に代へなければならぬといふのである。長い經驗によると、同一地域に於ける公益機關の間の競争は單に一時的の現象としては賃金引下の効果があるが、結局は、ある一つが他の一つを合併してしまひ、然る後、先の戦費を埋合はす爲に賃金引上を行ふ事になり勝ちだといふ事を示してゐる。」と、

逸早く出した此の政策宣明に従つて、委員會の記録及び報告は、幾多の決定及び幾百もの命令に於て、委員會がタクシー運行をも含む凡ゆる種類の公益機關の運行に無競争原則を適用して來た事を物語つてゐる。

リリーフ・エクレトリック會社の申請事件に於ける高等法院の判決 (63 Pa. Superior Ct.1) は、此の政策を確認する法廷判決として極く初期に屬するものであつた。その初期の判決に於て裁判所の用ひた用語は、爾後終始一貫して此の原則を再確認し來つた高等法院及び最高法院の判決の概要をなすものと云つてもよいものである。リリーフ會社の場合に於ては、委員會は競争サービスの認可申請を却下し、そして申請者側からは、丁度今の場合及び其他多數の場合に於けると同じやうに、一般公衆に對して「低料金」の惠澤を齎すといふ理由を申立てたのである。法院は曰く

「かかる公益機關に於ける無制限な競争は、經驗によると、結局社會全體にとつて不健全なる事明かである。かかる場合、此種の會社に於ける不變の原則はかうである。即ち明かに健全な業務の範圍から逸脱した料金其の他各種慣行の亂暴な引下及び破壊が行はれる上に、一方の會社は潰れてしまつて、そして生残つた方の會社が先の損失を取返す爲に、結局無辜の一般公衆の負擔に於て、法外な高料金を貪るといふのが定まつた道行である。

取締を行ふ權限が無制限な競争を防止する權限を含まないといふのでは、公共事業法の一般社會に對する福利的な効果は大部分なくなつてしまふ。無制限な競争といふ事と統制取締といふ事とは決して相一致しない。若し夫れ制限付競争といふやうなものは、假りにそんなものが有り得たとしても、こゝに申請されたやうな場所に於ては明かに全く實行不可能である。委員會は、如何に全力を傾けても到底合理的に之を統制する事は出來まい」

控訴院の判決中此種の競争事件を擧ぐれば左の如し。ペリー・カウンティ電信電話會社對公共事業委員會 (69 Pa. Superior Ct. 529), ペリー・カウンティ電信電話會社對公共事業委員會 (26 Pa. 274), ハーモニー電氣會社對公共

事業委員會(71Pa. Superior Ct. 355)、ハーモニー電氣會社對公共事業委員會(78Pa. Superior Ct. 271)、ハルペリン對公共事業委員會(81Pa. Superior Ct. 591)、ヒーリング對公共事業委員會(84Pa. Superior Ct. 58)、ヒーデ對公共事業委員會(86Pa. Superior Ct. 558)、アンドリュウス對公共事業委員會(88Pa. Superior Ct. 306)。

公益機關の間の破壊的な競争が公共の利益に悖るところ一般原則は、別に委員會が之を法律上の金科玉條として主張したり運用したりした事もなく、又實際問題の處理には其の場合々の特殊事情に従はねばならぬ事も勿論であるが、此の原則はやはり終始一貫して實際に適用され且完全に確立され來つたのである。

併し此の問題に於ては——他の場合に於ても屢々論ぜられ來つた所であるが——鐵道、軌道、乗合自動車、電燈、瓦斯、水道、橋梁(但し橋錢を取る橋)、電話及び飛行機のやうな公益機關に適用される原則はタクシーには適用されないといふ議論がある。かゝる議論の論據として主張されてゐるのは、タクシー營業は他の公益機關の一般的特徴たる固定性及び安定性を缺いてゐるといふ論である。

それは併し環境の如何による事である。タクシー業に於ける一臺乃至數臺所有の個人オペレーターは、小さな町村に於けるものも、大きな都市に於けるものも、いずれも皆、此の公共サービス機關にあまり多くの投資をしてゐない事は確かである。それでも、かゝる業者の提供するサービスでも、しかも車など極く貧弱なものであつても、それが必

要であり公衆に便宜を與へるものである限り、やはり彼等は公共業務を營む最も大規模な會社と同程度の保護を受ける資格があるものと云つてよい。

併し無競争原則をタクシー營業者に適用するのに對する反對論の基礎的論據は、事件抗議者たるイエロー・ギャブ會社のやうな場合に對しては持出しにくい。持ち出しても十分に人を納得させる事が出來ない。委員會に提出された記録で見ると、此の會社の資産は三、一一〇五、五〇六弗に達し、その内で凡そ六三九、八七六弗は車輛以外の土地其他の固定資産となつてゐる。それは固定設備投資を持つ業務であつて、フイラデルフィアから他の都市に簡単に持つて行きにくい事フイラデルフィア瓦斯設備及びフイラデルフィア電燈設備と同様である。市の電燈設備乃至瓦斯設備と同社とその何れかが破滅的な競争によつて潰滅されたやうな場合、その資産中に於ける片々たる肩物的部分の比率が、同社に限つて前二者のそれよりか特に非常に高いといふやうな事は決してないであらう。又大規模なタクシー會社が潰れた場合の方が、電燈業其他の一般公衆の利益と不可分の關係にある公益事業が潰れた場合よりか、一般公衆の損害が少いといふやうな事も論理上到底考へられない。

實際は、公共事業會社法の規定にも、公益機關の種類別に特定の行政原則を認めたり、又は、此の點に就いてタクシー自動車と乗合自動車乃至其他の交通機關との間に差別を認めたやうなものは全然ない。タクシーの會社及び個人オペレーターは他の公益機關に適用される總ての法律上の要求に従ふべき義務がある。彼等は、法律に基いて、委員會の指定による統一的會計制をとり、年次報告、事務報告を編纂提出し、其他、公共機關に適用さるゝ委員會の

命令及び規則の凡ゆる規定を遵守する事となつてゐる。苟くも公益機關一般並にそのサービスの對象たる公益を保護して破滅的競争を防止せんとする法律又は委員會の取締規則にして、同時に且同様にタクシーにも適用されないといふものは断じてない。

現在のサービスでは不十分であるから、フライデルフィアにはもつとタクシーのサービスを増加する必要があるといふ議論に就いては、委員會はかゝる議論を支持するやうな記録はないものと判断する。此の點に關する證據を審査した結果は何れも不十分であつて、此の點に就いては委員會は申請者抗辯者何れの側からも釋然とするだけの説明を得てゐない。けれども、本件記録がその點に關して物語る限りに就いては、委員會はフライデルフィアのみならず州内他の諸都市及びタクシー業を有する他州の諸都市の經驗からしてより一層の確信を以て斷言する事が出来る。

申請者の提出した證據書類の示す通り、タクシー臺數の人口及び面積に對する割合は、ニューヨーク、シカゴ、デトロイト及びウォシン頓諸市の方がフライデルフィアよりも高くなつてゐる事は確かである。けれども又フライデルフィアは、人口一人乃至面積一平方哩當りにして、ボルチモア、クリーヴランド、セント・ルイス、ミルウォーキー、ミネアポリス、ロサンデ尔斯等々よりも多くのタクシーを有する事が示されてゐる。之等は事情が同一でなく、或は適當に比較出来ないので、かやうな比較ではどちらをとるのが正しいか分らない。中にはニューヨークやシカゴのやうに交通量の遙かに大きな都市もあるし、又中にはビジネス地區や劇場地區がフライデルフィアよりも遙かに雑沓の甚だしい狭い區域に密集してゐる都市もあり、さうかと思ふと又高速鐵道或は市街電車の便がフライデルフィアよりもズツ劣つてゐるやうな所もある。各都市々々のタクシーの運行條件は之等幾多の原因の作用を受けて

夫々相異つて來る。従つて其等の各都市で業に服して居る車の臺數は、サービスの供給が十分であるかどうかの正確な目安になるものではない。

申請者では、更にフライデルフィアに於ける運轉タクシー臺數の著しい減少は一般公衆に對するサービス切下の證據であると主張して居る。抗辯者たるイエロー・キャブ會社は一九二七年には一、一〇〇臺以上運轉してゐたが、一九二九年には九百臺以下に減少してゐる。しかもクエーカー・シチー・キャブ會社の運轉臺數はもつと激しく減少して居り、個人オペレーターの運轉臺數も断じて減少して居る。記録を調べて見ると、一九二七年以來タクシーの運轉臺數は、全國を通じて、特に大都市に於て一齊に減少を示して居る。此の原因は既に述べた所であつて、茲で事新しく繰返す必要はない。フライデルフィアの實情に就いて云へば、委員會は自己の保有する記録と経験とから、一九二六年がフライデルフィアに於けるタクシー運轉臺數の最高點をなす年であつたと認めて居る。之は百五十年祭の交通を處理するといふ特別の必要に出でた事であつて、其の後の年次に於ける減少は多くは之を調整して平常狀態に引戻さんとするものであつた。

けれどもフライデルフィアに於ける營業タクシー臺數、特にイエロー・キャブ會社の臺數を減少させたには、もう一つ猶ほ一層重要な理由があつたのである。それは、市内を約六百哩の特別電話線を持つた地域に分割し、各地域内のタクシー運轉は他の電話地域に拘はりなく、全線的に結合する事とする電話制度の發達及び擴張であつた。同社の營業する三百三十九の公開駐車場のうちで、二百二十八は電話呼出駐車場である。同社の仕事の三分一は顧客からの

電話呼出によるものであつて、一年間にかうした呼出は二百萬以上に及んでゐる。此の事は「空車哩」を切下げ、一般公衆に對するサービスの能率を上げ、而して實使用車數を營業能率を傷けない限りで出来るだけ詰めるのに役立つてゐる。それはタクシーの流し營業から生ずる害悪を少くするものである。そして委員會も知つてゐるが、フライデルファイアに於ける地域別電話制の保持及び擴張は、大部分、市の流し禁止條例の規定を遵守しようとする意圖から出たものであつた。

之に關聯して興味があるのは、十五セントの安料金が行はれてゐる三都市——ニューヨーク、クリーヴランド及びデトロイト——では、一般公衆はフライデルファイアにあるやうなタクシー電話サービスの恩恵に浴してゐない事である。例へばニューヨークでは、記録によると、無制限な競争が同市の業者達を驅つて公衆の便益たる電話サービスを廢止の餘儀なきに至らしめたのである。それといふのが、十五仙料金は安過ぎるので、その爲に生じた損失を埋合さうとしてタクシー會社が極力經費切下げに努力した爲である。地域別電話制なくしては、フライデルファイアの全市に亘る十分なタクシー・サービスを提供する事は先づ大體に於て不可能だつたであらう。此の公衆サービスを廢除して、其の代りにニューヨークで見るやうな交通の混雑と其の厄介至極なタクシー業態とを持つて來るのは、假りにそんな事が可能だつたとしても、斷じてフライデルファイア一般公衆の利益ではあり得ない。

従つて、絞上の凡ゆる事情からして、委員會は申請者の主張する如く、現在のサービスが不十分だとは認めない。假りにそれが、合理的な方法によつて委員會に立證されたとしても、乃至は立證され得るとしても、其場合、委員會

は州の取締法に基いて現存業者に對し、その運轉車臺數を擴張するとか、其他其の業務を擴大する事を強制し得る十分な權力を有して居る。サービスに缺陷があつた場合、新しい會社を創設して交通機關を二重にするといふのは、決してその缺陷を救治する良策ではない。

申請者はその提供せんとするサービスが「重タクシー・サービス」と異なる「輕タクシー・サービス」である點を強調した。委員會はかかる區別をつける正當な理由を發見する事が出來ぬ。サービスを受ける一般公衆は、一方に輕自動車愛好派が出來、一方に重自動車愛好派が出來るといふ風に二つに分れたりはしやしない。營業者間の競争といふものは、實際問題としては到底そんな事を基礎とするものではあり得ない。競争上最も決定的なものは、徹頭徹尾賃金の額であつて、決して車型、重量、其他車の性質上の差違ではない。

本申請案により申請者が使用する豫定になつて居る車の運轉費見積に關しては膨大な舉證が行はれてゐる。申請の理由書として提供された主要見積書に依ればフォード車は全一哩當り〇・〇一四三五弗の純益を以て運轉し得る事となつて居つた。申請者側でその唯一の支持者として喚問した、經驗ある業者は、利益の代りに全一哩當り〇・〇一二二二弗の損になるだらうといふ數字を出した。抗辯者側で喚問した、經驗ある業者のうちの一人は、一哩當りの利益全額〇・〇〇〇七五弗と見積つた數字を提出した。併し之は申請者が開業當初準備する豫定になつてゐる車臺數よりか幾倍も大きな臺數を以て營業する場合にしか適用されない性質のものであつた。爾餘の經驗あるタクシー營業者たる證人は、一哩當りの運轉上の收支が夫々〇・〇一〇六五弗、〇・〇一一四〇弗、〇・〇一二三五二弗、〇・〇〇〇六八五

弗及び〇・〇一六三五弗の損失となる數字を提出した。之等の見積りには勿論夫々違つた點はあつたが、コストの主要費目は大體に於て全く單一な基礎に簡約されたのである。而して、抗辯者側の運轉費見積が、實驗の目的でフォード車を運轉して見た事のある、嚴然たる現存タクシーカー會社の實際の經驗に基いたものであつたに對して、申請者側のそれは、證人一人を例外として、何等タクシー營業に於ける實際の經驗に基いたものではなかつた。

此の報告に基いて、申請者の提供した數字の複雜綿密な會計上の解剖を開示するのは本件の目的上緊要な事ではない。唯々委員會は、申請者が利益を以て營業をなし得るだらうとは、記錄上どうしても信じない事をいへば足りる。否寧ろ委員會は、諸種の記錄よりして、本案の如き賃金制を以てしては、特に百臺乃至三百臺の車を以て營業を行はんとする如き場合には、申請者は營業上利益を擧げる所か損失を蒙るに相違ないものと斷ぜざるを得ない。

然らば、ユニヴァーサル・キャブ會社の企圖する賃金及びサービスの競争は、イエロー・キャブ會社其他のフライデルフライアに於けるタクシー營業者にとつて正に破壊的慘禍を齎すものであらうか。フライデルフライアはもとより州内全體に亘るタクシー營業に關する委員會の經驗、此の種の議事録中に現はれた記録、及び公益機關の間の戰ひから生ずる結果に對する常識判断は斷然一個の確答に導かざるを得ない。即ちかゝる競争は正に破壊的であり、公衆の利益に悖るものである。

最低額十五仙、一哩當り三十仙の賃金制をとるといふ意向を既に宣言してしまつた以上、たとひ營業した結果が利

益どころか損失になつたとしても、勿論申請者としては、自分から脊負ひ込んだ義務上當初宣言した賃金制はどうしても繼續しなければならぬであらう。記錄に示すイエロー・キャブ會社の營業費が基準になつて居る現存の會社では、潰滅的な損失を覺悟しない限り、かやうな賃金では到底營業出來ないであらう。それにもかゝはらず彼等が此の競争賃金に應戦せざるを得ないだらう事は疑ひない。さうなると業界は忽ち血で血を洗ふ修羅の巷と化する。その結果がどうなるかを一々豫想して見る必要はないが、そのうちで特に最も確實に豫想される事は、新會社が營業費の最高限度の合理化乃至營業上の利益を可能ならしめる程度の臺數にまで、所有臺數を増加する事は不可能だらうといふ事である。その主たる競争相手たるイエロー・キャブ會社に對する打撃は深刻ではあらうが、併し同社としては必ずや市の一般運輸機構との合體關係を恃んで飽く迄も戰闘を繼續して行かねばならぬであらう。市内の小規模乃至個人營業者は實質的に驅逐されてしまふであらう。窮極する所、高率賃金に還元して一つ乃至は幾つかの競争者が潰れるか、或は主たる競争者の一つが相手方に合併されてヨリ高い賃金水準に復するか、その孰れかに落着くのが落ちであらう。精々の所、數年前に市のタクシーカー會社が嘗めた經驗の幾つかを繰返すだけの事に過ぎまい。

委員會は、本件に關する記錄中に於ては、之まで自身が終始一貫して踏襲の努力を續け來つた行政々策を廢棄するに足る重大な、乃至は十分な理由を見出す事は出來ない。委員會は、こゝに現はれたる凡ゆる事情に鑑みて、本件に提案されたる競争は正に破壊的にして一般公衆の利益に悖るものなる事を知る。進んで委員會は、本申請の認可は、一般公衆の需要の充足、便益、安全の爲に不必要乃至不適當なる事を認むるものである。

敍上により一つの命令が發せられるであらう。

ベンシルヴァニア州

公共事業委員會

一九二九年十二月十七日決定

(署名)

議長

ウイリアム・D・B・エイニー

附錄 B

市タクシートル例

市タクシートル例ニ關スル主要項目索引

都 市

條例項番號

頁

運轉廢止(運轉ノ項参照)

會計(報告ノ項参照)

タクシード廣告

證明書ノ申請(公益證明書ニ關スル項参照)

運轉手免許證ノ申請(運轉ノ項参照)

證明書ノ譲渡(公益證明書ノ項参照)

徽章(運轉手ノ項参照)

タクシード制局

使用者

一般管轄權

保證金、保險(保險ノ項参照)

制動機(裝置ノ項参照)

タクシード専用車(タクシード車ノ構造ノ項参照)

公益證明書(便宜且ツ必要ナルコトノ證明書)

申請

四〇五

五

四三

デトロイト

ニューヨーク

三七一、三七二、三七三
三七〇(イ)

四一
四二
四三
四四
四五

デトロイト

三一

四九

三一

三一

四九

三七〇(ロ)

三七

四九

料金(乗車料金ノ項参照)

他ノ者ノ使用シ得ザル用語

ノーフオク

一〇(イ)

四九

車輛局限

ニューヨーク

三七四

四七

公聽會(公益證明書ノ項参照)

デトロイト

三五七

四五

不法不德營業

ミネアボリス

一二

四九

検査(装置及ビタクシーメーターノ項参照)

市理事(市理事ノ項参照)

デトロイト

七

四九

タクシーユニット(タクシーユニターノ項参照)

市會(市會ノ項参照)

ミネアボリス

八

四九

タクシーユニターノ項参照)

公共保安監督者(公共保安監督者ノ項参照)

ノーフオク

八

四九

タクシーユニターノ項参照)

車輛局(車輛局ノ項参照)

デトロイト

七

四九

タクシーユニターノ項参照)

市長(市長ノ項参照)

ミネアボリス

七

四九

タクシーユニターノ項参照)

警察部(警察部ノ項参照)

ノーフオク

八

四九

タクシーユニターノ項参照)

責任(保險ノ項参照)

デトロイト

七

四九

タクシーユニターノ項参照)

責任保險(保險ノ項参照)

ミネアボリス

七

四九

タクシーユニターノ項参照)

運轉手ノ免許(運轉手ノ項参照)

ノーフオク

八

四九

タクシーユニターノ項参照)

タクシーカー免許(公益證明書ノ項参照)

デトロイト

七

四九

タクシーユニターノ項参照)

タクシードライバーノ項参照)

ミネアボリス

七

四九

タクシードライバーノ項参照)

遺失物

ミネアボリス

七

四九

タクシードライバーノ項参照)

維持(裝置ノ項参照)

ミネアボリス

六

四九

タクシードライバーノ項参照)

標章

ミネアボリス

一七

四九

タクシードライバーノ項参照)

市長トソノ管轄權限

ミネアボリス

二、四、一三

四九

タクシードライバーノ項参照)

デトロイト

四三・四一

四九

タクシードライバーノ項参照)

デトロイト

一七、一八

四九

タクシードライバーノ項参照)

ミネアボリス

一〇、一一

四九

許可(公益證明書ノ項参照)
警察部並ニゾノ權限
ノーフォク 一一(チ)、一二 四六
デトロイト 五、一〇 四三・四〇
デトロイト 一六、一七、二〇、二一 四七・四〇
デトロイト 二八、三五 四四・四六
ミネアボリス 三(リ)四
ミネアボリス 一四(ハ)一五 墓七・墓九

公共責任保險(保險ノ項参照)
記錄(報告書ノ項参照)

乘車回數

報告書

營業費並ニ營業支出

衛生上ノ條件

運轉便宜

運轉ノ廢止

適切ナル運轉便宜

運轉便宜ノ標準

運轉ノ停止

乗客ノ勸誘(乗客ノ項参照)

駐車場(タクシー車ノ項参照)

タクシー車(裝置ノ項参照)

廣告

構造

定義(用語定義ノ項参照)

不法用法(不法不德營業ノ項参照)

検査(裝置ノ項参照)

臺數ノ制限(公益證明書ノ項参照)

維持(裝置ノ項参照)

標章

駐車場

ノーフォク 一一(チ)、一二 四六
ニューヨーク 三七一 四五
ミネアボリス 一四(ロ) 四四
ノーフォク 七(ハ) 四六
ミネアボリス 一(ハ) 四一
ノーフォク 七(ロ) 四五
ニューヨーク 三七一 四五
ミネアボリス 一(ハ) 四一
デトロイト 三二 四五
ノーフォク 七(ト) 四六
ミネアボリス 一(ハ) 四一
ミネアボリス 一二、一七 四九・四五
デトロイト 一二、一三 四五
ニューヨーク 三七一、三七四 四七

コトヲ得ル機械的道具ヲ云フ。

第二條 「タクシメーター」

總ノタクシ一ハ車體ニ一個ノタクシメーターフ固着スベシ。如何ナル人ト雖タクシメーターガ市度量衡検査史ノ検査ヲウケ且其ノ承認ヲ受ケタル後ニ非ザレバタクシーフ運轉シ又運轉セシムベカラズ。

検査ニ當リ三度ノ誤差ハ正シト考ヘラレ且手數料トシテ各検査ニ對シ五〇仙ヲ徵收サルベシ。如何ナル人ト雖其性能検査ヲ經ズ且其カザラー及齒車ノ不完全ナルタクシメーターフ有スルタクシーフ運轉シ或ハ運轉セシム可カラズ。タクシメーターハ決定セラレタル料金ガ其市ノ乗客ニ容易ニ認識セラレ、日沒後ニ於テハ適當ナル光ニヨリ之ガ照明セラル様ニ裝備セラルベシ。タクシメーターハ六週間ニ少クモ一度検査シ市度量衡検査吏ハスベテノ検査ノ狀況及不承認ノ記錄ヲ作成保存スペシ。

第三條、車輛免許 如何ナル人、商館、社團ト雖デトロイト市ノ街上ニテ市長ヨリ車ニ對スル免許證ヲ得ルニ非ザレバタクシ一及第一條ニ示シタル動力車ノ賃貸運轉ヲ爲スヲ得ズ。

第四條「必要及便宜」

免許ヲ申請スル人ニシテ「公共ノ便宜及必要」万其タクシ一又ハ賃貸動力車ノ運轉ヲ要求スルコトヲ證明スル證明書ヲ得ザル限り免許ヲ與ヘラルコトナシ。「公共ノ便宜及必要」ヲ決定スルニ際シテハ市長ハ現在デトロイト市ニテ運轉サレツツアルタクシ一數ヲ考慮シ免許法ノ發行ニ際シテハ現在タクシーフ所有スルカ或ハ經營シツツアル人ヲ優先

セシメ、現在運轉セラレツ、アル車數ニ追加シテ免許證ヲ發行スルニ際シテハ公共ノ需要ガ果シテ追加タクシーサーヴスヲ要求スルヤ否ヤ、申請者ノ財政的責任能力、車ノ數、種類、形態、設備、料金表、デトロイト市ノ街路交通狀況及追加タクシーサービスガ公衆ニヨリ以上ノ危險ヲ齎ラスニ非ルヤ否ヤ、其他市長ガ適當且必要ナリト考ヘタル事項ヲ考慮スベシ。一年間ニ發行サルベキ免許證ノ數ノ七五%迄ハ個人タルト或利益共同體タルト非營利的團體タルヲ問ハズ、單個ノ人ニ又ハ個々ノ免許者ノ群ヨリナル一箇ノ組合ニ若クハ非營利團體ノ各個人ニ或ハ其組合ニ發行サルベシ。公共ノ便宜及必要」ニ對スル市長ノ決定ハ終局的デアル。タクシ一所有ノ移轉ニ際シテ移轉者ガ其移轉車ガタクシートシテ爾後用フ可カラザルコトヲ陳述シタル場合ニハ市長ハ之ニ對スル適當ナル保證ヲ得テ其移轉者ガ指定シタル他ノ車ノ使用ニ對シテ移轉車ノ免許證ヲ與フベシ。此規定ハ其タクシ一ガ破壞又ハ其他ノ方法ニ依リタクシートシテ使用サル、コトヲ中止シタルコトノ充分ナル證明ヲ免許者ガ與ヘタル場合ニモ又適用サル。タクシ一ノ所有ノ移轉ニ際シ其移轉者ガ其車ノタクシートシテ使用繼續可能ナルコトヲ示シタル場合ニハ市長ハ之ニ對スル適當ノ保證ヲ得テ、其ノ讓受人ニ其免許證ヲ與フベシ、本法ノ規定ニ基キ免許ヲ得タル車ヲ所有スル人ガ死亡シタル場合ニハ市長ハ其死ノ満足ナル證明ヲ得テ、其死亡者ノ代表者ノ要求ニ依リ其免許證ヲ其ノ死ニヨツテ其タクシ一ノ名義方移ルベカリシ人ノ手ニ與フベシ。但シ讓受人ニシテ總テノ他ノ點ニ於テ本條例ノ條項ヲ遵守セザル限前項ノ如クニハ如何ナル移轉モ効力ヲ發セズ。

第五條 申請及其方法

タクシ一及貨物動力車ノ免許ニ對スル申請ハ其車ノ所有者ニ依リ警察部ノ供給スル紙面ニヨリテ爲サル可シ、且其

申請書ニハ所有者ノ住所、姓名、免許ガ之ニ對シテ要求サル、車ノ等級、運輸能力、人員、車ノ過去使用期間及動力ヲ記入スベシ。タクシー及貨貸動力車ハ其車ガ徹底且慎重ニ觀察、試験ヲウケ乗客運輸ニ對シ完全ニ安全狀態ニアルコト、清潔ナルコト、適合的ナルコト、良キ外觀ヲ有スルコト、其他塗ノ良キコト及裝飾ノ健全ナルコトガ認メラレタル後ニ非ザレバ免許ヲ與ヘラルベカラズ。警察部ハ其公共車ノ検査、外貌及適合度ノ検査ノ爲ノ規則ヲ制定スル權限ヲ有ス、若シ検査ノ結果タクシー及貨貸動力車ガ合法的構造ヲ有シ、本條例及本條例ニ基ク規則ノ條項ニ適合シタル狀態ニアルコトガ認メラレ、且本法ニ基キ免許料ヲ支拂ヒタル場合ニハ、免許證ノ附與並ニ警察部ニ依リ指示サレタル大サ及形態ヲ有スル免許札ヲ附與サル可シ。此札ニハ車輛ノ免許番號、車體ノ検査日、及其車ニ對シ何等力不腹ノ事由發生シタル場合此番號ヲ警察部ニ通知スル旨ノ注意書ヲ記載スベシ。此札ハ本條例執行ノ義務アル警察部員ニ依リ署名サルベク且検査官ニ依ル毎検査ノ日附ヲ書入ル、爲ニ餘白ヲ存スベシ。免許札ハ毎年鮮明ニ區別サル、色ヲ持ツベシ。此札ハタクシー貨貸動力車ノ所有者タル個人、商會又ハ社團ノ名稱及州免許番號ヲ有スベシ。此免許札ノ破損ニ對シテ一弗ヲ支拂ヒ且宣誓書ニ依リ證明ヲ與ヘタルトキハ免許札ノ副本ガ直ニ其札ノ副本ナルコトノ注意書ヲ附シテ免許者ニ發行サルベシ。

第六條 免許手數料及札

市長ニ依リ與ヘラレタル總テノ免許ハ毎年十二月三十一日ニ終了ス。但シ本條例ノ規定スル所ニ從ヒ之以前ニ市長ニ依リ取消サレタル場合ハ此限ニ非ズ。免許ガ付與セラレタル時ニハ免許ヲ受ケタル者ハ免許サレタルタクシー及貨貸動力車ニ車ノ免許番號ヲ記載スベキ徑六吋ヲ超エザル小札ヲ取付クベシ、其番號ノ登録ハ警察部ノ權限下ニアリ及

其番號札ノ構造ハ毎年變化セラルベシ。免許ハ市長ニヨリ各タクシー及貨貸動力車毎ニ十弗ヲ市金庫ニ收メ本條例ニヨリ要求サル、保證書又ハ責任保險證書ヲ呈示シタル申請者ニ付與サルベシ。

第七條「責任保險證書又ハ保證書」

タクシー又ハ貨貸動力車運轉ノ爲ノ免許證發行以前免許ヲ受ケントスル者ハ次ノモノヲ提示スベシ。

(a) 保險證書ノ發行セラレ而モ之ガ充分ナル効力ヲ有スルコト及保險證書ニ依リ要求サレタル保險料ノ既ニ拂込濟ナルコトヲ證スル爲ニミシガン州ニテ保險事業ヲナス權限ヲ有スル會社ノ正當ノ職權アル職員ニ依リ署名セラレタル證明書及保險契約證書ノ原本又ハ保險證明書保險料金ガ毎月支拂ハルベキ場合ニハ原保險證明書又ハ料金支拂證明書ヲ毎月第一日ヨリ遲カラヌ期日ニ免許集錄人ノ手元ニ提出サルベシ。保險證明書ハ其動力車ノ運轉、維持、使用又ハ不完全ナル構造ヨリ生ジタル人ノ死又ハ傷害又ハ財產ニ對スル損害ニ對シ人、商會、共同事業者社團組合ガ要求セラル、補償額ノ支拂ニ對シ二五〇〇弗ノ責任ヲ負フモノトス。保險證明書ハ保險業者ノ補償責任ヲ人ノ肉體的死傷ニ對シテハ二五〇〇弗、財產ノ損害若クハ破壊ニ對シテハ一〇〇〇弗ニ制限ス。且同一ノ行爲ヨリ生ジタル補償要求ノ總テニ對シ公共ニ對スル責任最高額ハ二五〇〇弗、財產損害ニ對シテハ一〇〇〇弗トス。

保險證明書ニハ契約全額ニ對シ繼續責任約款ヲ含ム。如何ナル補償ニ對シテモ又其保險證明書ガ本條例ニ依リ取消サレザル限保險會社ハ保險料金不拂、年末ニ於テ免許更新ノ不可能其他被保險人ノ行爲又ハ不行爲ニ依リ責任ヲ逃ル、ヲ得ズ。本條ニ依リ其保險證明書ヲ提出スル保險會社ハ警察委員會室ニ其證明書ヲ取消又ハ廢棄スル意志ヲ傳達シ且免許名義人ニ其旨通知スベシ。此通知ガ發セラレタル後十日ヲ經タル後ハ其免許者及所有者ハデトロイト市内ニ於テタク

シ一及貨貸動力車ヲ運轉シ又ハ運轉セシムルコトヲ中止スペク、且之ニ對シ發行サレタル免許ハ同時ニ取消サレ、其證書上ノ責任ハ廢止サルベシ。但シ取消ノ効力發生日以前ニ對ケル免許者若クハ所有者ノ行爲、不行爲ニ對スル保險會社ノ責任ハ之ガ爲ニ解除サル、コトナシ。

毎年少クモ一回及警察委員會が要求シタル場合ニ本條例ニ基キ保険證書ヲ發行シタル各保險會社ノ帳簿、會計、財產及信用ヲ監査スルコトハデトロイ市公益事業統計課ノ義務タルモノトス。警察委員ハ何時タルトモ本條例ニ基キ提供サレタル保険證書ヲ作成シタル保険會社ニ財政報告ヲ要求スルコトヲ得。此報告ハデトロイ市公益事業統計課ノ研究ニ委ネ其會社ノ狀態ニ就キ警察委員ニ報告サルベシ。若シ會社ノ財政狀態が何時ニテモ前提サレタル危險範圍ニ照シテ不滿足且不健全ナルカ或ハ保険證書ガ未拂込ナル時ハ警察委員ハ直ニ其旨報告ヲ受ケベシ。本條例ノ規定ニ從ヒ會社ニ依ツテ發行サレタル保険證書ニ依リ保険セラレタル車ノ所有者ニ十日間ノ猶豫付警告ヲ發シタル後警察委員ハ此車ノ所有者ノ免許ヲ取消ス可シ。但シ満足ナル保険證書及保證書ガ本條例ノ要式ニ從ヒ前以テ提供セラレタル場合ハ此限ニ非ズ。

(b) 先ニ規定サレタル保険證書ニ代ヘテ、免許者ハ組合顧問會ニ依ツテ承認サレタル形式ニ遵ヒ各車毎ニ二五〇〇弗ノ罰金ノ提供ヲ保證スル二人又ハ三人ノ善良且充分ナル保證人又ハ一ノ保證會社ニ依リ保證サレタル善良且充分ナルモノニシテ以下ニ規定サレタル保険證書ニ於テ要求セラレタルト同ジ状件下ニ本人及保證人ヲ拘束スル力ヲ有スル保證書ヲ警察委員ニ提供スルコトヲ得。保證人ヲ以テ保證スル場合ニ於テハ各保證人ハデトロイ市ニ於テ少クモ保證金額ノ二倍ノ價値アル自己ノ財產ヲ有スルコトヲ要シ且次ノ形式ノ宣誓書及辯明書ヲ作成スペシ。

ミシガン州
ウエイン郡

ハ

ニ住居スル

ミシガン州、ウエイン郡、デトロイト市ニ存スル裁判所ノ執行權ニ服スル積極財產ヲ彼自身ノ權利ノ中ニ保有スルコト、此財產ハ……ノモノヨリ成リ之ハ……ト名付ケラル、コト、此財產ノ名義ハ彼自身一個ノ名義ニ屬スルコト、此財產價値ハ……ノ大サヲ有スルコト、此財產ハ何等ノ留置權ノ對象タラザルコト、抵當價値ハ……弗ナルコト、所有者ニ對シ未ダ何等ノ不名譽ナル判決モ執行モ行ハザリシコト、彼ハ彼ニ對スル總テノ債務、責任、又ハ法律上ノ賠償要求額及彼ノ財產ニ對スル總テノ留置權負擔又ハ法律上ノ要償額合計ヨリ少カラヌ財產ヲ有スルコト

ヲ誓約ス

署名……

此誓約書ノ存在ハ此保證書ノ効力ノ要件ナリ、此保證書上ノ保證人ハ保證會社證券ノ場合ヲ除キデトロイト市民ノ保護ノ爲ニ誓約書中ニ記載セラレタル積極財產ニ對シ保證書上ノ金額ニ於テ直ニ留置權ノ付着スルコトヲ承認スベシ。此留置權ハ責任額ノ決定ニ到ル迄充分ナル効力ヲ保持スルモノトス。此留置權ニ關スル通告ハ其保證書ノ寫シト共ニ直ニウエイン郡登記所ニ提供サルベシ。

(c) 五〇臺以上ノタクシーノ運轉スル免許者ハ先ニ規定シタル保険證書又ハ保證金證書ニ代ヘテ五萬弗ノ金額ノ保險證書若クハ善良且充分ナル保證人ヲ有スル保證金證書ヲ警察委員ニ提供スルコトヲ得。此保險證書及保證金證書ハ先ニ規定セラレタル保険證書或ハ保證金證書ト同様ナル様式、範圍ニ關スル規定ニ從ヒ且繼續責任及被保險者ノ行爲及不行爲ニ對シテモ同様ノ規定ニ服スペシ。

本條ニ規定セラレタル免許證ガ發行サル、以前ニ免許申請者ハ免許集錄人ニ免許又ハ本條例ニ依リ要求サル、保證證書、保證書ヨリ或ハ此保險證書、保證書ノ條件ノ實現若クハ其ノ違反ヨリ生ズル事務又ハ法律事件ニ關シテ免許申請者ノ爲ニ通告又ハ訴訟ノ事務ノ受理及認定ヲナス十分ナル權限ヲ有スル警察部ニ於ケル書記ヲ任ズル旨ノ書類ヲ提出スベシ。代理人タル警察部ニ於ケル書記ヲ任命スル此書類ニハ免許申請者ガ事務上ノ通告及訴訟手續ノ事務ハ此代理人ニ於テ爲サルベキコト及此代理行爲ノ爲サレタル時ハ此行爲ハ直接本人ニ於テ爲サレタルト同様ノ効果ヲ發生スベキコトヲ承認スル旨ノ文句ヲ含マシムベシ。

第八條 料金

ククシー、サービスニ對シ賦課徵集サル、料金ハ次ノ如カル可シ。

最初ノ五分ノ一哩又ハ之未満ノ距離ニ對シテハ十五仙、追加走行哩各五分ニ一哩又ハ之未満ノ距離ニ對シテハ十仙、市會ハ決定又ハ特別ノ理由ニ依リ茲ニ設定サレタル料金ヲ增加スルコトヲ得。但シ料金ハ市會ニ依リ設立セラレタル以外ノ料金ヲ課スルヲ得ズ。特別乗客ニ對シテハ何等ノ料金ヲ課スルヲ得ズ。待時間各三分又ハ之未満ノ時間ニ對シテ十仙ヲ課スルヲ得。待時間ハ呼出シヲ受ケ指定ノ場所ニ到着シタル時ヨリ始マルモノニシテ尙活動セザル時間、及乘

客ノ指圖ニ依リ駐車ノ爲ニ消過サル、時間ヲ含ム。但シタクシ一運轉半ノ非能率的ナルコトヨリ生ズル浪費時間及呼出シニ應ジテ出向タル場合ニ於テ車ノ早着ノ爲失ハル、時間又ハ目的地ヘノ延着ニ依リ失ハレタル時間ニ對シテハ何等ノ料金ヲ課スルヲ得ズ。タクシ一車内ノ明白ナル位置ニ鮮明ナル形式ニテ本條例ニ規定セラレタル料金率、タクシメーター制及本條例ノ關係條文ヲ示シタル札ヲ取付置クベシ。

第九條 貨貸車ノ料金

本條ニ規定セラレタル貨貸動力車ノ運轉ヲナス人、商會若クハ社團ハ時間料金以外ノ料金制ニテトロイト市治政區域内ニテ運轉ヲナスベカラズ、此貨貸動力車ノサービスニ對スル料金表ハ次ノ如クアルベシ。

二人若クハ二人以下ノ乗客ヲ運轉スル貨貸動力車ノ使用ニ對シテハ、一時間當三、五弗以上ヲ課スペカラズ、五人以上ノ乗客ヲ運輸スル貨貸動力車ノ使用ニ對シテハ、一時間當四、五弗以上ヲ課スペカラズ。但シ最初ノ一時間若クハ一時間以下ノ旅程ニ對スル貨貸動力車ノ使用ニ對シテハ、一時間當二、五弗以下ノ料金ヲ課スペカラズ。一時間以上此貨貸動力車ガ使用セラレタル場合ニハ此追加時間ニ對シテハ此動力車ノ最初ノ一時間ノ使用ニ對シテ課セラル、料金ノ四分一時間料金ヲ單位トシテ料金ハ課セラル可シ。如此課セラレタル料金總額ハ時間料金制ノ上ニ存スベシ、料金時間トハ乗客ニ依リ要求ヲ受ケタル時及處ニテ其動力車ノ出發準備ノ完成シタル時ニ始リ、乗客ガ下車シ其動力車が最短距離ニ依リ且法律ニ依リ許サレタル最高スピードニテガレーデ駐車場ニ歸着スル迄ヲ云フ。貨貸動力車ノ運轉手ハ乗客ニ運轉が開始シタル時及運轉ノ終了セル時其時間ヲ示ス明細書ヲ與フベシ。此明細書ニハ運轉手ノ署名ヲ要ス。時間ニ依ツテ課セラル、料金ヲ示ス標札ヲ貨貸動力車ノ車内ニ明確ニ公衆ノ認識シ得ル様ニ掲示セラルベシ。本條ハ本條中ニ規定セラル、所ニ依リ

タクシーメーター有スルタクシニハ適用セズ。

第十條 運轉手免許

タクシーハ貨物動力車ヲ運轉スル人ハ運轉手トシテノ免許ヲ受ケザルベカラズ。運轉手免許ノ申請者ハ(イ)年齢廿一歳又之以上タルコト(ロ)健全ナル肉體、善良ナル視力ヲ有シ、公共車ノ安全ナル運轉ヲ防ぐルコトアル癲癪、眩暉、心臟疾患其他身體虛弱ノ疾患ヲ有セザルコト(ハ)英語ヲ讀ミ書キシ得ルコト(ニ)衣服及肉體ノ清潔及喫酒ニヨル惑溺ノ惡癖ヲ有セザルコト(ニ)警察部ノ規定スル形式ニ從ヒ申請ノ日ニ先立ツ一ヶ月内彼ヲ個人的ニ知リ且彼ノ行動ヲ觀察セル善良ナル二人ノ市民ニ依リ彼ノ性質ノ善良ナルコトノ證明書ヲ得ルコト(ホ)警察部ニ依リ規定セラレタル用紙ノ上ニ彼ノ姓名、住所、現住所ニ住居スルニ到ル迄ノ過去五ヶ年間ノ住所、年齢、皮膚色、身長、眼及髮ノ色、出生場所、本市内居住期間、合衆國市民ナリヤ否ヤト云フコト、先ノ勤務場所、妻帶者ナリヤ獨身者ナリヤノ別、重罪其他不行績ノ爲ノ判決ヲ受ケタリヤ否ヤノ有無、運轉手トシテ嘗テ免許ヲ受ケタルコトノ有無、若シ免許ヲ嘗テ受ケタルコトアル場合ニハ其時ト處、彼ノ免許ガ嘗テ取消サレタル場合ニハ其理由ヲ書シ、署名宣誓ヲナシ永ク記録トシテ警察部ニ提出セラルベシ、本條例ニ基ク免許申請ノ審査ハ警察部ノ處理スル所ニ屬ス。此審査ガ完了シタル場合ニハ、此申請ハ審査官ニ依リ警察委員ニ送付スベシ。警察委員ハ推薦ノ意ヲ申請書ノ上ニ書シ免許掛リノ警察部役員ニ送付スベシ。

但シ此審査未了ノ中ニ於テ有効期間二十日ヲ超エザル臨時免許狀ノ發行ヲ爲スコトヲ得、重罪ノ判決ヲ受ケタル者ニ對シテハ本條例ニ基ク如何ナル免許證モ發行セラル、コト無シ。

第十一條 運轉手ノ試験

本條例ニ基ク運轉手免許ノ申請者ハ警察部ニ依リ任命サレタル人ニヨリ本條例、運轉取締、市ノ地理ニ關スル彼ノ知識ニ關シ試験セラル可シ。若シ試験ノ結果ガ不満足ナル場合ニハ申請者ハ其免許ヲ拒絶サルベシ。警察部ノ要求アル場合ニハ各申請者ハ警察部ニ依リ任命サレタル審査官立會ノ下ニ市ノ雜沓區域ニ於テ其車ヲ運轉スルコトニ依リ車運轉ノ熟練及能力ヲ呈示スベシ。

第十二條 運轉手ノ寫真

運轉手免許證ノ各申請者ハ其申請書ト共ニ免許證ニ容易ニ添付シ得ラル可キ大サノ彼自身ノ最近撮影ノ三葉ノ寫真ヲ提出スベシ。此寫真中ノ一葉ハ免許證ガ發行サレタル時免許證ニ添付サレ、他ノ一葉ハ申請書ト共ニ警察部ニ提出サルベシ。寫真ハ固ク免許證ニ添付サレ素ニ他ニ移スラ得ズ。残リノ一葉ノ寫真ハ免許證ノ寫真ガ破棄サル場合ニノミ用ヒラル、ヲ得。

第十三條 運轉手免許證ノ形式、期限

前各條ニ要求スル所ヲ満シタル場合ニハ申請者ノ寫真ノ貼付、署名ノ記入及勾留及有罪ノ判決ヲ受ケタル之ヲ記載スペキ餘白ヲ有スル免許證ヲ免許申請者ニ發行スベシ。免許證又ハ免許證ノ上ニ爲サレタル役所ニ依ル記入ヲ塗抹シ

移書シ又ハ改削シタル免許人ハ本條例ニ依リ課セラル、所罰以外ニ市長ノ裁量ニ依リ其免許ヲ取消サル可シ、運轉手免許ハ毎年一月一日付ニテ發行セラレ、其年ノ十二月卅一日迄有効（但卅一日ヲ含ム）。何人ト雖市長ヨリ公共運轉手シテノ免許證ヲ得ルコトナクシテデトロイト市内ニ於テタクシ一若クハ賃貸動力車ヲ雇傭人ニ運轉セシム可カラズ。市長ハ前各條ノ要求ヲ満シ且市會計ニ一弗ヲ支拂ヒ免許證下付申請ヲ爲ス申請者ニ公共運轉手免許證ヲ下付スベシ。免許セラレタル運轉手ハタクシ一又ハ賃貸動力車ノ内部ノ容易ニ認識シ得ル場所ニ彼ノ寫真付ノ免許證ヲ掲ゲ且夜中其上ヲ照ス爲ノ燈火裝置ヲ設備シ以テタクシ一及賃貸自動車乗客ニ依リ晝夜何レニ於テモ容易ニ之ヲ認識シ得ルニ便スベシ。

第一四條 運轉手徽章

タクシ一及賃貸自動車ノ免許運轉手ニハ警察部ノ制定シタル形式ノモノニシテ其上ニ免許番號ノアル金屬製ノ徽章ヲ付與サルベシ。此徽章ハ運轉手ガ運轉中常ニ運轉手ノ着衣ノ外側ノ明瞭ニ認識シ得ル所ニ取付ケラルベシ。其違反ハ免許ノ取消ヲ受クベシ。

第十五條 運轉手免許ノ更新

警察部ハ免許更新ノ申請ニ對シテハ、其警察部ノ適當ナル裏書ニ依リ順次翌年度ニ運轉手免許ノ更新ヲ爲スコトヲ得、免許更新ヲ申請スル運轉手ハ警察部ヨリ供給サル、「免許更新申請書」ト明書シタル用紙ニヨリテ申請ヲ爲ス可シ。此申請書ニハ申請者ノ姓名、住所、及最初ニ與ヘラレタル免許ノ日付及其免許番號ヲ記入スベシ。

第十六條 運轉手ノ行爲

タクシ一ヲ運轉又ハ經營スル總テノ人ハ、駕駄且溫良ナルコト、乘客運輸中喫煙ヲ爲サザルコト、惡言ヲ吐キ、高聲ニテ物云ハザルコト、粗暴ノ行爲アル可カラザルコト、其動力車ノ運轉ハ慎重ニシテ總テノ運輸法運輸條例及デトロイト市警察部及警察部所屬員ノ取締及命令ヲ遵守スルコト、或ハ總テノ裁判所ノ警告、運輸違反警告ガ發セラレタル時ハ直ニ之ニ從フコト及公衆若クハ彼ノ主人ニ正直ヲ以テ對スルコトヲ要シ且之ハ義務ナリトス。

前項ノ諸規定ノ何レニ對シテモ違反ノ行爲アル時ハ警察委員ハ直ニ其違反運轉手ノ免許ノ停止シ、免許ノ取消アリタル旨市長ニ報告スベシ。

第十七條 停止及取消

若シタクシ一ガ其タクシ一所有者ノ故意ニ依リ、又ハ其タクシ一ノ運轉手ノ故意ニ依リ市條例、州法、聯邦法律、又ハ本條例ニ違反シテ不道德又ハ違法ノ勤務ニ從事シタル場合ニハ本條例ニヨリ付與サレタルタクシ一免許ハ警察委員ニ依リテハ停止、市長ニ依リテハ取消ヲ受クルコトアル可シ。

若シ運轉手が市條例、州法、聯邦法律又ハ本判例ニ違反シテ其タクシ一ヲ不徳又ハ不法ノ勤務ニ從事セシメタル場合ニハ運轉手免許ハ警察委員ニヨリテハ停止、市長ニ依リテハ取消サル、コトアル可シ。

タクシ一ノ經營者、所有者又ハ運轉手ノ行爲又ハ行狀ニ依リ迷惑ヲ被リタル人ハ何人モ警察職員ニ其不平ヲ申述ブルコトヲ得。此不平ノ申立ハ直ニ警察部ニ依リ審査サル、警察委員ニヨリ免許ノ停止ヲ命ゼラル、カ或ハ市長ニ依リ

免許ノ取消ヲ命ぜラル可シ。

第十八條 無免許運轉手

何人ト雖無免許運轉手、又ハデトロイ市内ニ於テタクシー運轉ノ爲ニ免許ヲ停止又ハ取消サレタル運轉手ニタクシ一運轉ヲセシム可カラズ。

第十九條 免許記録

警察部ハ各免許、免許ノ更新、免許停止、及免許取消ノ完全且公的ノ記録ヲ保存スベシ。此記録ハ最初ノ免許申請書ト共ニ綴込保存スベシ。若シ免許者ガ共同組合ノ一員タル場合ニハ免許者ハ其組合ノ名稱ヲ通知シ且其組合員又ハ加入ニ關シ變動アリタル時ヨリ四十八時間以内ニ警察部ノ免許所ニ其旨通知スベシ。

第二十條 警察監察

警察部ハ總ノタクシー及貨貸動力車ガ公共ノ利用ニ對シ斷續シテ妥當ナル狀態ヲ保持セルヤ否ヤヲ知ル爲ニ不斷ノ監視ヲ怠ル可カラズ。警察部ハ常ニ總ノタクシー及貨貸動力車ヲ監視シ又ハ監視セシメ可及的市民ノ不平ニ注意スベシ。總ノ監視ニ關スル報告ハ書面ニヨリ警察部ニ送付サル可シ。

第二十一條 タクシー駐車場

警察委員ハ公共タクシー駐車場及貨貸動力車駐車場トシテ用ヒラルベキ地所ヲ市會ニ對シ推薦スベシ。此駐車場ハ警察委員ニ依ル推薦ガ市會ニ依リ是認セラルルニ到ル迄ハ設立セラルルヲ得ズ。市會ハ警察委員ノ推薦ニ基キテノミ駐車場ヲ設置スルヲ得。警察委員ノ推薦ナクシテハ駐車場ヲ設置スルヲ得ザルト共ニ市會ノ承認ナクシテハ設定スルヲ得ズ。警察委員ハ市會ニ依リ公認サレタル駐車場ニ駐車セシムベキタクシー又ハ貨貸動力車ノ數量ニ就キ意見ヲ述ブルヲ得。此警察委員ノ意見ハ市會ノ承認ナクシテハ効力ヲ發生セズ。市會ハ此意見ヲ承認シ且駐車場ニ駐車スベキ車ノ臺數ニ關スル取締規則ヲ定ムルコトヲ得。警察委員ハ各駐車場ニ駐車スルコトヲ許可サルルタクシー及貨貸動力車ノ臺數ヲ書シタル金屬製ノ表示ヲ梁柱又ハ標示棒ニ取付クベシ。タクシー又ハ貨貸動力車ハ建築物ノ入口ヨリ五呎以内又ハ横斷歩道ノ五呎以内ニ立入停車スベカラズ、建物ニ關シテノ五呎ノ制限ハ建物ノ戸又ハ入口ノ外側ヨリ歩道邊石ノ上ニ五呎ヲ計ルコトニ依ツテ決定サルベシ。警察委員ハ市會ノ承認ヲ條件トシテ夜間使用ニノミ使用スル追加駐車場ヲ推薦スルコトヲ得。如何ナルタクシー及貨貸動力車モ本條例ニ依リ規定セラレタル駐車場ニ於ケル駐車ヲ除キ一哩圓周内ノ何處ニ於テモ駐車スルヲ得ズ。本條例中ノ如何ナル條項モ一哩圓周ノ外側ニ於テタクシ一ノ停車及駐車ヲ禁止スルモノニ非ズ。車ガ乗客誘引ノ爲ニ用ヒラルルニ非ル限り公認タクシ一駐車場外ニテノ停車モナスフ得。

第二十二條 駐車場ノ操作

金屬製ノ表示ニテ示サレタル數量ノ公共タクシ一ハ駐車場ニ駐車シテ乗客ヲ待チ且其間タクシ一ハ一列ニ整列スルコトヲ要ス、此駐車場ノ先頭ニ在ル公共タクシ一ハタクシ一ノ雇用ヲ申込ミ且規定ノ料金ノ支拂ヲ受諾スル如何ナル人モ正當人ナル限り之ヲ拒絶スルヲ得ズ。但シ此事ハ何人ニ對シテモタクシ一擇擇ノ自由ヲ制限セントスルモノニ非

ズ。何人モ駐車線ノ先頭ニアルト否トヲ問ハズ自由ニタクシーフ撰擇スルコトヲ得。駐車線ノ先方ニアル車ガ乗客ヲ得テ走リ去リタル時ハ後方ニアル車ハ前方ニ移動スベシ。駐車場ニテ自己ノ存在場所ヲ見出サントスル車ハ駐車場ノ後尾ヨリ以外駐車場ニ接近スルヲ得ズ且駐車線上ノ最後尾ノ車ニ可及的接近シテ駐車スベシ。

第二十三號 料金ノ變更。

料金ノ變更ハタクシメーターガ其變更料金ニ適合セシメラレ且度量衡檢印吏ニ之ノ承認ヲ經タル後ニ非レバ之ヲ爲スヲ得ズ。且其タクシメーターノ示シタル表示以上又ハ以下ノ料金ヲ課スルヲ得ズ。

第二十四條 遺失物

タクシ一運轉手タル者ハ雇用又ハ勤務ノ終了後遲滯ナク綿密ニ車内ニ遺失サレタル財貨ナキヤ否ヤヲ検査スルヲ要ス。其所有者ニ依リ直ニ要求セラルルカ或ハ手渡サルルコトナキ財貨ハ之ヲ發見シタル後二十四時間以内ニ最寄リノ警察署ニ引渡スカ又ハ掛リノ役人ニ寄託スルヲ要ス。掛役人ハ警察財物吏ニ其財貨ノ簡単ナル特質並ニ注意ニ關スル報告書ヲ提出スベシ、

本條ノ規定ハ利益共同體若クハ非營利共同體ガ正規ノ遺失物掛ヲ有シテキル場合ニハ適用セズ。此場合ニ於テハ財貨ハ所有者ノ要求ニ依リ少クトモ三十日間保管スベシ。此期限ノ満了ト共ニ法律ニ從ヒ處理セラル可シ。

第二十五條 運轉手ノ行爲

タクシ一運轉手ハ前以テ正規ノ料金ノ支拂ヲ要求スル權利ヲ有ス。支拂ヲ受ケザル場合ニ於テハ運輸ヲ拒絶スルコトヲ得。但シ此場合以外ノ場合ニ於テハタクシ一運轉手タル者ハ先約又ハ運輸ノ不可能ナルニ非ル限り市内ノ何處ニアル人ヲ自己ノ車ニ乗車セシムル爲ニ懇願又ハ要求スベカラズ。

第二十七條 爭論

正規料金率ニ關スル總テノ爭論ハ其車ノ運轉手又ハ乗客ノ要求ニ依リ爭論ノ生ジタル場所ヨリ最モ近キ所ノ警察署ノ警察史ニ依リ決定セラル可シ。此決定ニ違反セル者ハ不正ノ行爲ヲ爲シタル者トシ十弗ヲ超エザル罰金ヲ課セラル。若シ此罰金ノ支拂ヲ懈怠シタル時ハ十日ヲ越エザル期間ノ拘留ニ處セラル可シ。此規定ハ強制的ニシテ要求ヲ受ケタル署ノ警察官ハ遲滯ナク此事務ヲ執行スベシ。

第二十八條 流シ

公共タクシ一ハ乗客ニ依ル雇用ヲ待合ス間本條例ニ依リ撰定設置サレタル公共タクシ一駐車場以外ノ公共道路又ハ公共地域ニ於テ駐車スペカラズタクシ一ノ運轉手タル者ハ劇場、公會堂、ホテル、公園、鐵道停車場又ハ渡船發着場若クハ公衆ノ集合スル其他ノ地域ノ前面ニ於ケル小區域内ニ於テ其タクシーフ繼續反覆シテ運轉ヲ爲シ又ハ其他ノ方法ニ依リ交通ヲ障害スルコトニ依リ乗客ノ雇傭ヲ搜求スルヲ得ズ。但シタクシ一ハ交通ノ妨害ニヨル停車以外ニ停車ヲナサザル限且他ノ交通ヲ妨害セザル程度ノ運轉速度ヲ保ツ限り如何ナル公共道路ヲモ通過運轉スルコトニ依リ乗客ノ雇

傳ヲ誘引スルコトヲ得。如何ナルタクシート雖、一定公共地點ヲ一度通過シタル後ハ其公共地點ヨリ一ノ四邊形地域ノ距離ヲ運行シタル後ニ非ザレバ同一場所ニ引還シ又ハ再通過ヲ爲サザル限ハ如何ナル劇場、公會堂、ホテル、公園、鐵道停車場又ハ渡船發着所若クハ他ノ公衆集合地點ノ前面ヲ通過又ハ再通過スルコトヲ得。前項ノ規定ニ違反シタル場合ニ於テハ警察吏ハ直ニ其タクシート運轉手ノ免許證ヲ沒收シ、九十日ヲ超エザル期間其免許ヲ停止スル權限アル警察委員ニ之ヲ送置ス。其免許停止期間内ニ於テデトロイト市内ニテタクシート運轉ヲ爲スハ違法ナリ。若シ運轉手ニシテ前項ノ規定ノ繼續反覆違反アル場合ニ於テハ警察委員ハ其タクシート所有者ノタクシート免許ヲ停止シ市長ハ之ヲ取消スコトヲ得。但シ此場合ニ於テ其タクシート所有者ハ其免許取消ニ對シ其都度警告ヲ受ケ且抗辯ノ聽取セラルベキ機會ヲ失フコトナシ。此車輛免許ノ取消シアリタル場合ニ於テハ其取消アリタル以後一年間其取消タクシート所有者ハ本條ニ基キ車輛免許ヲ受ル資格ヲ有セズ。且同期間如何ナル免許モ本條ニ違反シテ使用運轉サレタル車輛ノ經營ニ對シ與ヘラルルコトナシ。

第二十九條 運轉手ニ同乗スルコトヲ禁止

如何ナル人ト雖タクシート運轉手ト共ニ前面座席ニ同乗スルコトヲ得ズ、同乗ヲ許シタル運轉手ハ其免許ヲ沒收セラルルコトアルベシ。

第三十條 誘引

公共タクシート運轉臺ニ在ル運轉手以外何人ト雖デトロイト市ノ街路及通路ニ於テ其公共車ノ爲ニ乘客ヲ誘引スルヲ得ズ。タクシート又ハ貨貸自動車ノ運轉手ハ公共駐車場ニ駐車セル場合又ハ乘客運輸中常ニ運轉手臺又ハ其車輛内ニ止ルヲ要ス。

第三十一條 遂巡

公共道路ニ停車スルタクシート又ハ貨貸自動車ノ運轉手又ハ所有者以外ノ者ニシテ其タクシート又ハ貨貸自動車ノ中又ハ近傍ニ停車シ遂巡スルハ違法ナリ。

第三十二條 車體上ノ廣告

タクシート又ハ貨貸自動車ノ所有者又ハ經營者ニシテ其タクシート又ハ貨貸自動車ニ章旗又ハ其他廣告的物件ヲ取付ルヲ許可スルハ違法ナリ、但シ其タクシート又ハ貨貸自動車ノ經營組織ヲ表示スル爲ノモノハ此限ニ非ズ。

第三十三條 ホテル其他ヘノサーザイズ供給

免許人ハ免許集錄人ニホテル、劇場、ホール、公園、鐵道停車場、渡船場、其他公衆ノ集合所ニタクシート、サーザイズオース供給ヲ爲スコトニ關スル總ノ契約、協定、承認、覺書、其他ノ書類、其協定ガ其免許人ニ爲サレタリヤ否ヤ及免許人ガ交渉ヲ生ジタル相手方ガ社團ナリヤ、商會ナリヤ又ハ組合ナリヤニ關スル書類ヲ提出スルヲ要ス。七日以内ニ此書類ノ提出ヲナサザルトキハ、違反免許人ノ免許ヲ取消若クハタクシート駐車場特權ノ取消ノ十分ナル原因タルベキモノトス

第三十四條 免許者ハ現在有効ナルカ或ハ將來制定實施セラルベキタクシ一又ハ賃貸動力車ニ關スル總ノ法律及條例又ハ運輸取締規則ヲ遵守スルヲ要ス。免許者ハ人又ハ財産ノ保護並ニ救濟ノ爲ニ又ハ公衆ノ慰安又ハ健康若クハ便宜ノ爲ニ市會ニヨリ制定セラルベキ命令又ハ取締規則ヲ遵守實行スペシ。市會ハ將來何時ニテモ任意ニ此條例ヲ修正變更又ハ廢止スル權ヲ有スルモノトス。本條ニ基キ營業ヲ爲ス如何ナル免許人ト雖本條例ヲ修正又ハ廢止スベキ市會ノ權限ヲ妨グベキ何等ノ權利ヲモ取得スルコト無シ。

第三十五條 警察委員ハ本條例ノ規定施行ノタメニ又本條例ノ目的ヲ有効ナラシムル爲ニ必要且適當ナルベキ追加規則並ニ取締ヲ本條ノ範圍ニ於テ又本條例ノ一部トシテ制定スル權ヲ有ス。此規則並ニ取締ハ之ガ制定公示サレタル上ハ本條例ノ構成分ト見做サル可シ、

第三十六條 罰則

本條例ノ規定ニ違反シタル人、商會、若クハ社團ハ本條例ニ基ク決定ニ依リ一〇〇弗ヲ超エザル罰金又ハ九〇日ヲ超エザル期間内ニ於テデトロイ市懲治監ニ收容又ハ裁判所ノ意志ニ依リ兩者ヲ併課サルベシ。

第三十七條 廢止

公共タクシー及賃貸動力車ノ免許若クハ其運轉手ノ免許ノ取締、料金ノ統制、公共タクシー及賃貸動力車ガデトロ

イト市内ニ於テ運轉ヲ爲シ得ル爲ノ前提並ニ條件、及タクシ一並ニ賃貸動力車ノ設置ノ取締ニ關スル總テノ條例若クハ條例ノ部分タル規定ハ本條ニ依リ若シ之ガ本條例ト抵觸スル場合ニハ廢止セラル。

第三十八條

若シ本條例中ノ何レカノ字句、章節ニシテ何等カノ理由ニヨリ十分ノ權限アル裁判所ニ依リ無効ナル旨ノ判決又ハ決定ヲ受ケタル場合ニ於テモ此判決並ニ決定ハ本條例ノ爾餘ノ部分ニ影響ヲ及シ、弱メ又ハ無効ナラシムルコトナクシテ此判決又ハ決定ノ爲サレタル訴訟ノ目的トナレル其字句並ニ條項ニ對シテノミ効力ヲ生ズ。

第三十九條

本條ハ公共ノ平和、健康、安全ノ保護ノ爲ニ即時必要ナルコトヲ認メ、直ニ動力ヲ發生スルモノトス。

一一、ミネアボリス

タクシ一取締條例

(注意 各條文ノ題目ハ便宜ノ爲付シタリ)

第一條 免許ノ要求

如何ナル人、商會、組合、又ハ社團ト雖本條例ニ基キ運轉免許又ハ營業若クハ賃貸免許又ハ此ノ兩者ノ免許ヲ取得

スルコトナクシテハミネアボリス地域内ニ於テ如何ナルタクシモ運轉シ經營シ若クハ賃貸用ニ用フルコトヲ得ズ。

(a) 公共ノ便宜及必要

後條ニ於テ規定セラレタル如何ナルタクシ免許モ市會ガ一定ノ聽取ヲナシタル後公共ノ便宜及必要ガ免許申請ノ爲ニ提出サレタルタクシーサーヴイスヲ要求スル旨宣言スルニ非レバ之ヲ發行スルコトヲ得ズ。

但シ次ノ場合ニハ此「公共ノ便宜及必要」ノ宣言ヲ要セズ。(イ)既ニ經營免許ヲ受ケ一九三一年一月三十一日ニ同名義、同色ノ申請者ニ依リ經營サルタクシノ同一番號ノ免許ヲ受クル場合、若クハ爾後毎年ニ於ケル同一番號ノ更新、(ロ)市會ガ免許更新申請ノ日付前ニ公共ノ便宜及必要ノ宣言ヲナシタル申請者ノタクシ番號ニ對シテ申請者ニ對シ與ヘラル免許ノ更新。

(b) 「公共ノ便宜及必要」ノ決定

「公共ノ便宜及必要」ガ申請ノナサレルタクシノ免許ヲ要求スルヤ否ヤヲ決定スルニ當リテハ市會ハ「公共ノ便宜及必要」ノ需要ガミネアボリス市内ニ於テ申請サレ或ハ追加サレルタクシヲ要求スルヤ否ヤ、申請者ノ經濟的責任能力、車ノ數、種類、形態、課サル可キ最高料金表、申請者ニ依リ使用セラルベキ色彩、增加交通混亂、起リ得ベキ街路上ノ駐車部面増加ノ要求、公共(乗客及步行人ヲ云フ)ニ依ル安全ナル街路ノ使用ガ此追加免許ノ付與ニヨリ保持サルルカ否カ及其他必要ナル事項ヲ考慮スルヲ要ス。

(c) サーヴイスノ停止

申請者ハ免許年度中毎日其タクシーサーヴイスニ對スル公共ノ需要ヲ満スニ適當ナル必要範圍迄彼ノ免許タクシヲ規則的ニ經營スペシ。

但シ毎年五月一日ヨリ十月一日ノ間ニ於テハ免許者ハ若シ彼ガ只一臺ノタクシヲ經營スルニ過ギザル場合ニ於テハタクシ監査吏ニ其ノタクシハ撤去期間内サーヴイスヨリ撤去スル旨ノ通知ヲ提出スルコトニ依リ其サーヴイスヲ中止スルコトヲ得。若シ免許者ニシテ一臺以上ノタクシヲ經營セル場合ニ於テハ彼ハ五月一日ヨリ十月一日ニ至ル期間内免許ノ付與サレテアルタクシ數ノ二分ノ一ヲサーヴイス提供ヨリ撤去スルコトヲ得、但シサーヴイスヨリ撤去サル可キ車ノ免許番號ヲタクシ監察吏ニ通知スルヲ要ス、以上何レノ免許人モ其車ノ撤去期間ヲ毎年十月一日以後ニ延長スルヲ得ズ。撤去サレタル各タクシーガサーヴイス提供ヘ復歸スル場合ニハ之ニ關スル通知ヲタクシ監察吏ニナス可シ。本條ノ規定ノ要求スル所ニ依リ其タクシヲ保證スル保険證書若クハ保證書ガ依然縮少効力内ニアル場合ハ撤去タクシハ復歸ヲナスヲ得ズ。前ニ規定スル所以外ニ於テ所有者又ハ經營者ニ依リ繼續シテ十日間タクシサービスノ提供ヲ完全ニ放棄シタル場合ニハ市會ハ其タクシノ所有者又ハ經營者ニ對シ五日間ノ猶豫通告期間内ニ事情ヲ聽取シタル上ニテ其所有者若クハ經營者ノタクシニ關スル總テノ免許ヲ取消ルコトヲ得。

第二條 定 義

(一) タクシーキヤブ

タクシーキヤブトハ設定路線上ヲ走ル以外ノモノニシテ本條ノ趣旨ニ基キミネアボリス市内ノ公共街路上ニ於テ報酬ヲ得テ又ハ賃貸ニ依リ乗客ヲ運輸スル動力車ヲ云フ。タクシノ仕事ハ公共街路ニ於テ誘引取得ス、タクシハタクシ・メーターヲ有シ且ガレーデ又ハ他ノ設定事務所ノ呼出シニ從フ。

(二) 運轉手免許

運轉手免許トハ本市ノ街路上ニ於テ免許タクシーフ運轉スル者ニ對シミネアボリス市ヨリ付與スル許可ヲ云フ。

(三)タクシーフ免許

タクシーフ免許トハ本市内ニ於テ報酬ヲ得テタクシーフ運轉シ又ハ賃貸運轉ヲナシ又ハナサシムル人、商會、組合及社團ニ對シミネアボリス市ヨリ付與スル許可ヲ云フ。

(四)タクシーフ、メーター

タクシーメータートハ車ニ取付ケラレ、自動的ニ此車ニ依ツテ進行サレタル距離ヲ計量シ此車ノ進行シ又待合シタル時間ヲ記録シ、此記録上ノ數字又ハ付號ニ依リ其料金ヲ指示スル何等カノ道具又ハ考案物ヲ云フ。

(五)雜

申請人(applicant)人(person)商會(firm)組合員(co-partnership)社團(corporation)或ハ組合(association)ノ語ヲ本條例中ニ用フル場合ニハ之等ノ字句ハ如何ナル形態又ハ組織ヲ有スル團體ヲモ含ムモノト解スベシ

第三條 運轉手免許

本條例ノ規定ニ基キ運轉手免許ヲ得ルコトナクシテ如何ナル人モミネアボリス市内ニ於テタクシーフ運轉シ、又如何ナル人、商會、組合員又ハ社團ト雖最初ニ運轉手免許ヲ得タル運轉手ニ非レバ其使用人トシテタクシーフ運轉ヲナサシムルヲ得ズ、本州ノ他ノ都市ニ於テ運輸ノ免許ヲ受ケタル如何ナル運轉手ト雖、免許ヲ受ケタル其市ヨリミネアボリスユ市ノ一定地點又ハ一定地所ニ乘客ヲ運轉スルコトヲ得且此目的ノ爲ニ自由ニ街路及通路ニ立入又ハ運行スルコトヲ得又ミネアボリス市ニテ乘客ヲ受入レ免許ヲ受ケタル都市ニ運輸スルコトヲ得。但シ此際本條例ニ規定サレタル免

許手數料ヲ支拂フコトハ其車ノ運轉手ニトリ必要ナラズ其運轉手ハミネアボリス市ノ街路ニテ仕事ヲ捜求シ又ハ本條ノ規定ニ基キ免許ヲ受ルコトナクシテミネアボリス市内ニ於テ他ノ運轉ヲナスヲ得ズ。ミネアボリスノ自治區域内ニ於テ本州ノ他ノ都市ヨリ來レル車ノ運轉手ハ本條例ノ規定並ニ取締規則ヲ熟覽シ且其車ノ免許證明書ヲ携行シサービスヲ需要スル如何ナル人ニ對シテモ之ヲ提示スルヲ要ス。

運轉手ノ資格運轉手免許ノ各申請者ハ免許及度量衡管理者ヲ満足セシムル爲ニ次ノ各條項ヲ充タスコトヲ要ス其條項次ノ如シ

(イ) ミネソタ州ノ自動車検査局 (the Board of Automobile Examiners of the State of Minnesota) ヨリ州運轉手免許ヲ入手セルコト

- (ロ) 合衆國ノ市民ナルコト
- (ハ) 年齢廿一歳以上ナルコト
- (二) 一年間ミネアボリス市ノ居住者ナルコト且其市ノ選舉權登錄者タルコト
- (ホ) 健全ナル肉體、善良ナル視力ヲ有シ、癲病、心臟病、其他タクシーフ運轉ヲ不適任ナラシムル性質ノ障害ヲ有セザルコト
- (ヘ) 英語ノ讀ミ書キノ出來ルコト
- (ト) 服裝及身體ノ清潔ナルコト、酒又麻醉劑ニ關スル惡癖ヲ有セザルコト

(チ) 免許並ニ度量衡管理者ニ依リ定メラレタル一定形式ニ依ル其申請ノ日付直前一年間内彼及彼ノ行為ヲ個人的ニ知リ且觀察シタル二人ノ善良ナル市民ニヨリ人物考查ノ結査證明書及彼ノ最後ノ雇主ニ依リ作成サレタル總テノ

成績證明書ヲ提示スルコト。

(リ) 運轉手免許ノ申請

申請者ハ免許及度量衡管理者ニ依リ供給サレタル用紙ノ上ニ彼ノ姓名、住所、現住所ニ移轉スル迄ノ過去五ヶ年間ノ居住地、年齢、皮膚色、身長、眼ノ色、生年月日及出生地、本市居住年月、前勤務場所、妻帶ノ有無、重罪又ハ輕罪ノ判決ヲ受ケタルヤ否ヤ、裁判所ニ嘗テ召喚サレタルコトアリヤ否ヤ、運轉手免許ヲ嘗テ取得シタルコトアリヤ否ヤ、其時及處、若シ運轉手免許が取消サレタルコトアラバ其理由ヲ記載シ、署名、宣誓シ永久保存記錄トシテ免許及度量衡管理者ニ提供スベシ。本條例ノ規定ニ基キ免許ニ對スル總テノ申請ハ申請者ノ居住セル警察區ノ主長ノ管理ノ下ニ調査ヲ受クヘシ此調査ノ完了シタル時ニ此申請書ハ主長ニ依リ本市警察署長ニ送付サル警察署長ハ此申請書ニ推薦書ヲ添付シ免許及度量衡管理者ニ廻付ス。但シ調査繫屬中二〇日ヲ超エザル期間ヲ限り臨時免許カ發行セラル、コトアルベシ。何人ト雖重罪判決ヲ受ケタル者ニ對シテハ本條例ニ基キ免許ハ發行セラル、コトナシ。

第四條 運轉手ノ試験

本條例ニ基ク運轉手免許ノ各申請者ハ警察署長ノ任命スル人ニ依リ、本條例、運輸取締規則、本市ノ地理ニ關スル知識ニ就キ試験ヲ課セラル可シ。若シ試験ノ結果ニシテ不満足ナル時ハ申請者ハ免許ヲ拒絶サルベシ。各申請者ハ警察署長ノ任命シタル検査官ノ陪席ノ下ニ本市ノ交通激甚ナル地區ニ於テ其車ヲ安全ニ操縦シ得ル彼ノ熟練及能力ヲ表示スペク要求セラル可シ。

少クモ一年間ノ營業用車運轉ノ經驗ヲ有スル人ト雖以下ニ規定スル所ニ從ハザル限リミネアボリス市ノ街路上ニ於

テタクシトノ運轉ノ免許ヲ付與サル、コトナシ。總テノ申請者ハ前述ノ一年間ノ營業車運轉經驗ノ事實ヲ保證シタル彼自身及若干ノ評判ヨキ他人ニ依リ作成シタル證明書ヲ申請書ニ添付提出スベシ、申請書中ノ虛偽ノ記載ハ免許取消ノ原因タルベシ。總テノ申請者ハ前述ノ一年間内雇傭シタル人ノ姓名及其使用車輛種類ヲ通知スベシ

第五條 運轉手ノ寫眞及指紋ノ提供

各運轉手免許ノ申請者ハ彼ノ申請書ニ添ヘ免許證ニ添付シ得ル大サノニ葉ノ近影寫眞及二葉ノ指紋書ヲ提出スベシ此中一枚ノ寫眞ハ免許證ガ發行セラレタル時之ニ添付シ、タクシー運轉ノ際常ニ免許運轉手ニ依リ携帶セラルベシ他ノ寫眞及指紋書ハ申請書ニ添ヘ警察署長ニ提出セラル可シ、寫眞ハ免許證ニ添付シ移動セシム可カラズ他ノ寫眞ハ代替スルコトヲ得、免許申請カ拒絶サレタル時ハ寫眞ハ申請者ニ返還サル可シ

第六條 運轉手免許料金

運轉手免許ヲ申請スル申請者ハ其免許證ノ發セラル、以前ニ三弗ノ免許手數料ヲ市會計課ニ納入スベシ

第七條 運轉手免許證ノ發行

前諸條項ノ要求ヲ満足ニ充シタル時ハ諸要求ノ満サレタルコトヲ證明シタル上ニテ運轉手ノ寫眞等ニ署名ヲ有シ且其免許者ニ對シ起ルベキ抗辯又ハ苦情ニ關スル記錄ヲ記載スルコトヲ得ル餘白ヲ有スル運轉手免許證ヲ發行スルコトハ免許及度量衡管理者ノ義務タル可キモノトス、各運轉手免許證ハ免許及度量衡管理者ノ署名ヲ有スルコトヲ要ス、彼

ノ署名ナキ場合ハ彼ノ統制下ニアル權限アル職員ノ署名ヲ要ス、免許證ハ免許及度量衡管理者ニ依リ決定セラレタル番號ヲ有スベシ、此番號ニヨリ其免許者ナルコトヲ認識セシム、免許者ニシテ公所ニ依ル記入ヲ塗抹、改削シタル時ハ本條例ニ依リ課セラル可キ刑罰ニ加ヘテ市ノ權限ニ依リ其免許ヲ取消サル可シ、免許及度量衡管理者ハ免許證ノ下付セラレタル總テノ人ノ姓名、免許證發行日、免許、番號其他裁判上必要ナルベキ日付ヲ記入シタル記錄帳ヲ保管スベシ

第八條 運轉手免許ノ更新

運轉手免許ハ毎年二月一日付ニテ發行又ハ更新サレ翌年一月卅一日付ニテ終了ス、警察署長ハ更新ノ申請ニ對シ充分ナル理由アリト認メ且一弗ノ年手數料ノ支拂ヲ受ケタル時ハ繼續シテ年々運轉手免許ノ更新ヲ爲サシムルコトヲ得彼ノ免許ノ更新ヲ申請セントスル運轉手ハ免許及度量衡管理者ノ提供スル運轉手免許更新申請用紙ニヨリ申請スベシ此申請用紙ニハ姓名、申請者ノ住所及原免許付與年月日及免許番號ヲ記載スベシ、本條例發布以前ニ免許ヲ受ケタル者ハ本條例發布後次ノ免許期間ノ始ニ當リ更メテ原免許申請ヲ要求セラル、コトナシ、但シ免許更新ノ場合ハ本條例ニ依ルヲ要ス

第九條 運轉手徽章及制服

タクシーノ各免許運轉手ニ對シテハ免許及度量衡管理者ノ規定シ其上ニ免許番號ヲ有スル金屬製ノ徽章ヲ付與サル此徽章ハ勤務中常ニ運轉手ノ帽子ノ上ノ明確ニ認識シ得ル所ニ取付ケ徽章ノ付與サレタル本人以外取付ルヲ得ズ若シ之ニ違反シタル時ハ處罰又ハ免許ノ取消ヲ受ク可シ、此徽章ハ其運轉手ノ州運轉手徽章ニ併セテ取付クベシ

タクシーノ各運轉手ハ規定ノ帽子ヲ着用スベシ、此帽子ノ前側ニハ免許者ノ姓名又ハ彼ガ雇傭セラルハタクシーハ同社ノ名稱若クハ一定ノ名稱又ハ色彩ノ下ニ營業スル組合ノ一員ニ依リ雇傭セラレテ居ル場合其組合ノ名稱ヲ書スルヲ要ス

第十條 運轉手免許ノ監督及取消

運轉手免許ハ市條例ニ基キ市長又ハ市會ニ依リ何時ニテモ公聽ノ後十分ナル理由アル時ハ停止又ハ取消スコトヲ得如何ナル理由ニ依ルトモ免許ノ停止ノ場合其旨及理由ヲ免許證ニ記入セラルベシ、運轉手ハ其免許ノ停止及取消ノ場合運轉手徽章ヲ取上ラルベシ、免許ガ停止又ハ取消セラタル時ハ、運轉手徽章及停止及取消ノ通知ヲ免許及度量衡管理者ニ送付セラル可シ、運轉手徽章ハ免許停止期間ノ終了ノ場合ニミ免許者ニ返還サルベシ、免許ガ二度停止セラレタル時ハ免許ハ取消サル免許及度量衡管理者ハ免許ガ停止又ハ取消セラタル都度警察署長ニ其旨報告スベシ、免許及度量衡管理者ハ發行セラレタル免許及其更新及免許ノ停止並取消ノ完全ナル記錄ヲ保存スベシ

第十一條 處罰

運轉手免許ナクシテタクシーリンクナシ又ハナサシメ又ハ免許ノ停止又ハ取消ヲ受ケタル人、商會、組合員、社團ハ決定ヲ以テ以下ニ規定スル所ニ依リ處斷サルベシ

第十二條 他都市ノタクシニ關スル規則

如何ナル人、商會、組合員、又ハ社團ト雖本條例ニ基キタクシ一免許ヲ最初ニ取得スルコトナクシテミネアボリス市内ニ於テタクシ一運轉ヲナスヲ得ズ、但シ本州ノ他ノ都市ニ於テ運轉スルコトヲ免許サレタル都市ヨリミネアボリス市ノ一定場所又ハ一定地點ニ乗客ヲ轉輸スルコト、其爲ニミネアボリス市ノ街路及通路ニ立入又ハ通過スルコト、及其免許ヲ受ケタル都市ニ向ツテ運輸スル爲ニ乗客ヲ受入ル、コトヲ得、ミネアボリス市ニテ乗客ヲ受入レタル場合ニ於テモ其車ノ所有者ハ本條例ニ規定サレタル免許手數料ヲ支拂フコトヲ要セズ、此車ノ所有者及運轉手ハ本條例ノ規定ニ基キ免許ヲ受クルコトナクシテミネアボリス市内ニ於テ乗客ヲ誘引シミネアボリス市内ニテ營業ヲナスヲ得ズ

責任保険又ハ保證書

免許ノ申請ヲ爲ス人、商會、組合、組合員及社團ニシテ次ニ示ス要求ノ何レカ一ツヲ實行スルカ又ハ取得シテ免許及度量衡管理者ニ提供スルコト無クシテハ又ハ提供以前ニ於テハミネアボリス市區域内ニ於テタクシ一ヲ運轉シ又ハ運轉セシムルコト及タクシ一免許證ヲ發行スルコトヲ得ズ

(イ) 責任保險

市會ノ承認ヲ經テミネソタ州内ニ於テ事業ヲ營ム權限ヲ付與セラレタル保險會社ガタクシ一ノ疏略ナル運轉並ニ使用及不完全ナル狀態ヨリ發生シタル一事故ヨリ生ズル人ノ死傷、損害ニ對シ少クトモ二五〇〇弗ノ額ニ於テ其タクシ

一ヲ所有又ハ經營スル人、商會、組合、組合員又ハ社團又ハ其ノ賃借人及免許人ヲ保險スル保險證書

(ロ) 保證書

保證書トハ市會ニ依リ承認サレミネソタ州内ニ於テ事業ヲ爲ス權限ヲ與ヘラレタル保證會社ガ保證人タル各免許車輛當二五〇〇弗ノ申請人ノ保證書。此保證書ハタクシ一ノ疏略ナル運轉、使用若クハ不完全ナル狀態ヨリ發生スル一事故當リノ人ノ死傷ニ對シテ二五〇〇弗ノ額迄免許申請者、其賃借人若クハ免許人ガ其損害賠償ノ最終判決後三〇日以内ニ支拂フコトヲ保證スルモノトス

(ハ) 代替保證書

代替保證書トハ前項(ロ)ニ於ケル事態ノ生ジタル場合ミネアボリス市内ニ財產ヲ有スル一人又ハ一人以上ノ保證人ノ保證スルコトヲ約シタル免許タクシ一臺當リ二五〇〇弗ノ額ニ於ケル申請者ノ保證書ヲ云フ、此保證人ハ其保證書ノ額面ノ二倍ヲ下ラザル額ノ不動產ヲ有スルコトヲ要ス。保證人ヲ有スル此保證書ニハ其保證人ノ不動產ノ所在、法律上ノ記述、市場價格、其財產ノ負擔ノ性質及高、其不動產ノ負擔ヲ差引タル價值ヲ記載シタル各保證人ノ宣誓書ヲ添付スルヲ要ス、此保證書ハ市會ノ承認ヲ受クルヲ要ス

一括保險及一括保證

同一人所有、同一組合、同一色彩權、同一統制機關下ニ一臺以上ノ車ヲ經營スル爲ニ免許ヲ申請スル申請人ハ上ニ規定スル所ニ從ヒ全部ノ車ヲ保證スルミネソタ州内ニ事業ヲ營ム權限アル會社ニ依リ發行サレタル保證證書又ハ保證

會社保證書又ハ個人保證書ヲ提出スルコトヲ得。此一括保險證書及保證書ハタクシ一臺ノ場合ハ二五〇〇弗、二臺ノ場合ハ五〇〇〇弗、爾後二臺以上ノ場合ニハ追加一臺毎ニ一〇〇〇弗ヲ加フ。カクテ二二臺ニ對シテ二五〇〇〇弗ニ到ル。二三臺及之以上ノ臺數ニ對シテハ二五〇〇〇弗ヲ保證ス。

保険及保證ハ賠償支拂後モ原契約額ヲ維持スルヲ要ス。

保險證書、保證會社保證書、個人保證書ハ賠償支拂ノ如何ニ拘ズ本條例第十二條(イ)項及(ロ)項ニ規定シタル責任制限規定ニ從ヒテ其全額ニ於テ繼續シテ責任ヲ負擔スル旨ノ責任繼續約款ヲ有スヲ要ス。此保險證書及保證書ノ約款ニ依リ賠償要求ハ本條例第十二條ノ(イ)項及(ロ)項ニ規定サレタル責任額ニ關スル制限内ニ於テ定メラレタル決定額ノ全額ニ對シテ提起スルコトヲ得。但シ證書額面以上ニ對シテハ提起スルヲ得ザル旨規定スペシ、保險證書又ハ保證書ニ基キ保證會社又ハ保證人ニヨリ損害ヲ支拂ハレタル時ハ其會社及保證人ハ免許及度量衡管理者ニ對スル義務ノ縮減シタルコトヲ記載シタル支拂ニ關スル通知ヲナスヲ要ス。免許及度量衡管理者ハ直ニ申請者ニ書面ヲ以テ即時其縮減シタル義務ヲ規定ノ要求スル全額ニ對スル全額ノ義務ニ回復スペキコト若シ之ヲ満足セシメサルトキハ其免許ノ取消サルベキ旨通告スルヲ要ス。若シ保證人若クハ保證會社ニシテ、此通知ヲ怠リタル時ハ各證書ハ損害ノ生ゼザリシモノト見做サレ保證人及保證會社ハ各證書ニ於テ責任ヲ繼續負擔スルコトヲ承認シタルモノト見做サル。申請人ハ縮減シタル義務ノ回復ヲ保證人ヲ有スル追加保證書ノ提出、損害ノ生ゼザリシモノトシテ原保證書ノ下ニ全部負擔フ繼續スル旨ノ原保證人ノ同意ニ關スル書面ノ提出若クハ追加保證證書ノ提出ニ依リテ爲スコトヲ得。

破產ハ保険及保證ニ影響セズ

本條例ノ規定ニ依ル保證書若クハ保證書ハ保證人又ハ保證人ノ責任ハ被保證人ノ支拂不能又ハ破產ニ依リテ影響サルコトナキ旨ノ條項、保證書ハ債務引受人ノ利益ノ爲ニミネアボリス市ニ提示サルベキ旨ノ條項、保證人若クハ保證人ハ十日間ノ猶豫期間ヲ有スル注意書ヲ期限ノ終了前ニ於ケル取消又ハ期限終了前ニ免許及度量衡管理者又ハ被保證人又ハ被保證人ニ送達スルコトヲ要スルコトニ關スル條項、保證證書若クハ保證書ノ中ニハタクシ一ノ疏略ナル取扱、此タクシ一ノ所有者、免許人、運轉手ノ事務、又ハ許可ヲ得テ此車ヲ使用シタル人ニ依リ他人ヲ死傷ニ到ランメタル場合其タクシ一ノ所有者、免許人又ハ運轉人ノ負フベキ責任並義務ニ對シテ本條例ノ規定スル範圍内ニテ補償若クハ保證ヲナスコトヲ規定スル條項ヲ含ムヲ要ス。

保険及保證ハ運轉手ノ酩酊又ハ酒類ノ不法運輸ニ依リ影響ヲ受ケズ

保證證書若クハ保證書ハ證書上ノタクシ一ノ運轉手又ハ占有者ガ酩酊ヲナセルカ又ハ酒類ノ不法運輸ニ從事セル場合ニハ此タクシ一ノ保證セザル旨ノ何等ノ制限、條件若クハ條項ヲ含ムヲ得ス。保證證書又ハ保證書ハ其タクシ一ノ運轉手又ハ占有者ガ酩酊シ又ハ酒類ノ不法運輸ニ從事シタル場合ニハ之ニ其タクシ一ガ使用セラレタルノ理由ニ依リ保證者又ハ保證人ノ責任ヲ除外又ハ疏却スル旨ノ制限、條項又ハ規定ヲ含ムヲ得ズ。

相互過失

本條例中ノ如何ナル條項モ保證證書若クハ保證書上ノ保證人ニ依ル相互過失ノ禁止ニ影響ヲ與ヘルガ如クニハ解釋スペカラズ。

條件付販賣契約ノ賣主ハ所有者ト見做サレズ。

若シ免許動力車が條件付販賣契約下ニアル免許人ノ所有ニ屬スル時ハ賣主若クハ其譲受人ハ本條例ニ於ケル所有者トハ見做サレズ。但シ買主若クハ其譲受人ハ其契約ノ如何ニ拘ズ賣主若クハ譲受人ガ其動力車ノ所有權ヲ取戻ス迄ハ所有者ト見做サル、所持ヲ伴ハザル動産抵當者ハ本條例ニ於ハテ所有者ト見做サレズ。

不完全保險及不完全保證

若シ免許及度量衡管理者ガ何時ニテモ見テ以テ保険證書若クハ保證書ガ何等カノ理由ニ依リ不充分ナリトナシタル場合ハ此免許及度量衡管理者ハ其動力車ノ所有者、賃借人、免許者若クハ經營者ニ市會ノ承認ヲ受ケタル他ノ保證證書又ハ保證書ト取替ヘシムルコトヲ要ス。若シ保険證書又ハ保證書ニシテ何等カノ理由ニ依リ無効トナリタル場合ニ於テハ、市會ニ依リ承認サレタル保證證書又ハ保證書ガ上ニ規定スル所ニ從ヒテ取得サル免許及度量衡管理者ニ寄託ザル、ニ到ル迄ハ何人モ其動力車ヲ運轉スルヲ得ズ。

保險及保證ノ擴張

前項ニ規定スル所ノ保険證書又ハ保證書ハ同一ノ所有者、組合又ハ其統制下ニ屬スル追加タクシーフ保證スル爲ニ後ニ擴張セラル、コトヲ得。

タクシー免許申請者ノ資格

保険又ハ保證ノ全額ニ於ケル効力ノ維持ノ失ハレタル場合ニ於ケル免許ノ終了

本條例ニ基キ發行サレタル免許ハ此免許期間内ノ何時ニテモ其動力車ノ所有者、賃借人、免許人又ハ經營者ニシテ其保険又ハ保證ヲ前ニ規定スル所ノ全額ニ於テ維持スルコト能ハザルトキハ終了ス。

- (イ) 合衆國ノ市民タルコト
- (ロ) 個人ナル場合ニハ年齢二十一歳又ハ二十一歳以上ナルコト、組合又ハ社團ナル時ハミネソタ州法ニ依リタクシ一運轉及運輸業務ヲナス權限ヲ附與セラレタルコト
- (ハ) 運轉各車輛ニ付キ免許ヲ取得シタルコト
- (ニ) タクシー免許ノ申請

申請者ハ免許及度量衡管理者ノ供給スル一定用紙ノ上ニ免許セラル可キ車ニ關シテ次ノ事項ヲ記述スルコト。其車ノ所有者ノ姓名及住所、車ノ等級及乗客運輸能力、車ノ使用期間、車ノ構造、エンデン番號、系列番號及州免許番號車が抵當物トナレルコトノ有無、抵當物トナレル時ハ抵當權者ノ姓名、抵當債務額、其車ガ個人、商會、社團ノ何れ依リ經營セラレテキルカト云フコト、其車ハ貨貸サレテイルカ否カ、或ハ契約ニヨリ法律上ノ名義人以外ノ人ニ依リ使用運轉サル、コトヲ許サレタリヤ否ヤト云フコト、タクシー經營上ノ收入ノ徵收及其經營費ノ支出ハ個人ナリヤ

商會ナリヤ或ハ社團ナリヤト云フコト、人ノ傷害又財產上損害ニ對シテ如何ナル保險又ハ保證ヲナセルヤ又其金額、若シ其申請ガ個人ノ所有者ナル時ハ其所有者ハ其申請書ニ署名及誓約ヲ爲スペキコト、若シ其申請ガ組合ニ依リテ爲サル、時ハ組合員ノ一人ニ依リテ署名誓約ヲ爲スコト、若シ社團ナル時ハ其社團ノ役員ノ一人ニ依リテ署名誓約ヲ爲ス可ギコト。

申請書ニ記載スペキタクシー上ノ徽章

申請書ニハ他ノ免許タクシーノ所有者又ハ經營者ノタクシーカラ區別シテ其タクシーノ所有ノ所在並ニ所有者ヲ容易ニ警察部及タクシーパスヨリ認識シ得ル爲ニ申請者ニヨリ運轉ノ爲ニ提出サレタルタクシーニ用フル詳細鮮明ナル色彩、圖案及記號ヲ記載スルヲ要ス。但シ一ノ組合ノ組合員ニシテ其組合ノ色彩、圖案又ハ記號ヲ用フル權限アル一人又ハ一人以上ノ申請者ハ此申請者ガ申請書ニ組合ノ色彩、圖案及記號ヲ用フルコトヲ得ル組合ヨリ與ヘラレタル權利證明ヲ記載シタル場合ニハ組合ノ色彩、圖案及記號ヲ申請書ニ記載スルコトヲ得。

最初ニ市會ノ承認ヲ得ズシテ申請書ニ記載シタル色彩、圖案及記號ノ如何ナル變更テナシタル時ハ本條例ニ基キ免許サレタルタクシーノ所有者、經營者又ハ運轉手ハ違法ナリ。

第十三條 タクシーフリーチケット料

タクシーフリーチケット料ノ申請ヲ爲ス申請人ハ免許證ノ發行サル、以前ニ於テ免許サルベキ各車ニ對シ二〇弗ノ年免許料ヲ市金庫ニ支拂フベシ。但シ若シ申請ガ毎年度免許ノ開始後ニ提出サレタル場合ニハ、免許證ハ其申請書ノ提出日ヨリ翌

免許年度ノ開始日ニ至ル期間ニ對シ年免許料ノ比例額ヲ支拂ヒタル上ニテ發行サルベシ。

運轉手免許證

免許タクシーノ所有者ニシテミネアボリス市自治區域内ニ存スル公共街路又ハ通路ニ於テ賃貸用ノタクシーノ運轉ヲ他ノ人ニ許可シタル場合ニハ此他人ハ此タクシーパス以前ニ本條例第二條ニ規定スル運轉手免許證ヲ取得スルコト及タクシーパス以前ニ本條例ノ各條項ヲ遵守スルコトヲ要ス。

所有者ノ意義

本條ニ於ケル所有者トハミネアボリス市ノ街路上ニテ賃貸ノ爲ニ運轉セラル、免許タクシーノ統制、管理、運轉、又ハ維持ノ權ヲ有スルノ眞正ノ法律上ノ名義ヲ有スル人、商會、又ハ社團ヲ云フ。

第十四條 タクシーノ裝備及構造

如何ナルタクシーモ免許ヲ與ヘラル、以前ニ徹底且慎重ニ次ノ事項ヲ遵守セルヤ否ヤニ就キ検査セラル、ヲ要ス
 (イ) 安全——乘客運轉ニ對シ十分ニ安全ナル狀態ヲ有スルコト。
 (ロ) 衛生及外貌——タクシーハ清潔ナルコト、善良ナル外觀及健全ナル色彩ヲ有スルコト。
 (ハ) 扉——タクシーハ一箇又ハ數個ノ扉ヲ有スルヲ要ス、此扉ノ中左方ノ扉ハ内側ニ一箇ノ把手ヲ有シ此把手ニ依リ内側ヨリ容易ニ開閉シ得ルコトヲ要ス。

検査——警察署長ハ免許證ノ發行セラル、以前ニ權限アル検査人ヲシテ試験及検査ヲ爲サシム可シ。若シ其車力乗客ニ對シ不適當ナルコトヲ發見シタル時ハ其車ニ對スル免許ハ拒絶サルベシ。

(二) タクシメーター——時間計算ヲ基礎トシテノミ運轉セラル、タクシー以外ノタクシニアリテハ健全ナル狀態ニ在ルタキシメーター、及燈火ヲ取付ケメーター制ニテ運轉セラル、場合規定料金ヲ何時ニテモ乗客ヲシテ認識シ得ルニ便スベシ。如何ナルタクシモメーター制又ハ時間制ニ依ルニ非レバ運轉スルヲ得ズ。

(木) 料金表ノ車内掲載

乗客ニ依リ占居サル、タクシ一車室内ニハ課サル可キ料金率ヲ示シタル印刷シタル札又ハ記號ヲ明示スベシ。

タクシ一ハタクシ一ノ外側ニ一般公衆ヲシテ認識シ安カラシムル爲ニ料金率ヲ示ス札、記號又ハ符號ヲ掲グベカラズ但シ料金ガ變更サレ法律又ハ本條例ニ依リ承認サレタルモノノ掲載ハ此限ニ非ズ。(一九三一年四月十日通過)

(ヘ) 旅程記錄紙 (Trip sheet)

タクシ一ノ各運轉手ハ旅程記錄紙ニ各運轉ノ出發點、終點、料金時間制料金ナリヤメーター制料金ナリヤノ別、運轉手ノ姓名、運轉手免許番號ヲ記載シ免許者ノ記錄ノ一部トシテ調整保存スベシ。若シ此許免者ガ同名同色ノ一組合ノ一員タル時ハ此旅程記錄紙ハ其組合ノ理事又ハ事務局ニ提出サルベシ。旅程記錄紙ハ常ニ警察署長ノ検査ニ移ス。

此旅程記錄紙ノ作成保存ニ關スル懈怠ハ本條例違反ト見做サレ且運轉手免許ノ取消ノ原因タルカ或ハ此欠缺が免許者ノ側ニ在ル場合ニハタクシ一免許ノ取消ノ原因タルベシ。

(ト) 不壊性ガラス及四輪制動器

タクシ一ノ總テノ窓及風避ケハ扉ニ取付ケタルモノタルト又ハ側窓タルト後窓タルヲ間ハズ不壊性又ハ不壊性ガラスヲ以テ造ル可シ。各タクシ一ハ四輪制動器ヲ設置スベシ。本(ト)項ハ一九四一年十月十六日迄ハ効力ヲ發生セズ。警察署長ハ一九三一年十月十六日總ノタクシ一ヲ検査シ市會ニ(ト)項ヲ遵守セザルタクシ一免許者ヲ報告スベシ。

第十五條 タクシ一免許證ノ發行

前諸條ノ諸要求ノ充分ニ満サレタル時ハ市會ノ命令ニ依リ此諸要求ノ満サレタルコトヲ理由トシテタクシ一免許證ヲ發行スルハ免許及度量衡管理者ノ義務タルモノトス。此免許證ニハタクシ一所有者ノ署名、車ノ等級及乗客輸送能力、車ノ構造、エンジン番號、系統番號及州免許番號ヲ含ムヲ要ス。免許證ハ免許及度量衡管理者ニ依リ選定サレタル番號ヲ有スルヲ要シ之ニ依リ其免許ノ所在ヲ明ナラシムベシ。免許證上ニ爲サレタル公的記入ヲ塗沫、改削又ハ添書きタル免許人ハ本條ニヨリ課サルベキ他ノ處罰、加ヘテ市自治権ニ依ル規定ニ依リ免許ヲ取消サル可シ。免許又度量衡管理者ハ本條例ニ依リ免許ヲ受ケタル車ヲ所有又ハ經營スル人ノ姓名免許番號・車ノ構造及容積等ノ明細並ニ其車ニ就テ爲サレタル検査ノ日其他ニ關スル完全ナル記錄ヲ作成保存スベシ。此ノ書類ハ何時ニテモ適當ナル時隨時公衆ノ供覽ニ公開スベシ。

検査——警察署長ハ總テノタクシ一ヲ絶エズ監視シテタクシ一ニ公共ノ利用ノ適當ナル狀態ヲ保持セシムベシ。此目的ノ爲ニ警察署長ハ隨時又ハ市民ノ不平アル時或ハ其他必要ナル時ハ何時ニテモ總ノ車ヲ検査シ又ハ検査セシム可シ。總ノ検査ニ於ケル報告ハ即刻免許及度量衡管理者ニ傳達スベシ。

第十六條 タクシー免許ノ終了及更新

タクシー免許證ハ毎年二月一日ニ發行サレ翌年ノ一月卅一日ニ終了ス。タクシー免許ノ更新ハ其タクシーノ原申請ニ於テ要求サレタルト同ジ手續ヲ履修スルコトニ依リテノミ爲スコトヲ得。

第十七條、マークノ制定及揭示

免許サレタルタクシーノ風避ノ外側ニ之ヲ固着掲示シテ常ニ其タクシーノ前方ヨリ容易ニ認識シ得ル爲ニ免許タシクーノ所有者ニ金屬製ノ免許札ヲ支給サルベシ。此免許札ハ最大ノ大サ二時及一時半ヲ超過スペカラズ。其札ニハタクシーノ免許番号及其免許年度ニ關スル必要字句ヲ記載スルヲ要シ且其免許札ノ大サハ連續三年間毎年明瞭ニ區別スル大サナルヲ要ス。免許者ニシテ彼ノ免許證又ハ金屬製免許札ヲ喪失シタル場合ニ於テハ仕事ヲ繼續スルコトナク直ニ復製免許證又ハ復製免許札ヲ免許及度量衡管理者ヨリ取得シ、此復製免許證及復製免許札ノ發行ニ對シ各一葉ニ對シ一弗ヲ支拂フ可シ。

免許番號ノ掲示——ミネアボリス市ノ街路ニテ仕事ヲ誘引シ又ハ受入レ或ハミネアボリス市内ニ存スル公共街路又ハ公共場所ニ駐車シ又ハ雇傭ヲ待合ス免許者ハタクシーノ兩側及タクシーノ後側中央ニ固有ノ明確ナル色彩ヲ有シ高サ二吋幅四分ノ一吋ノ字劃ノ免許番號ヲ明示スベシ。此タクシーノ速ナル認識ニ混亂ヲ來サシムル如キ恐アル其ノタクシーノ後側兩側ニ此免許番號ヲ掲グベカラズ。

第十八條 罪

ミネアボリス市内ニ於テ前條ニ規定スル所ノ免許證ヲ有セズシテ又ハ金屬製免許札、及免許番號ヲ取付ルコトナクシテタクシーノ運轉ヲナシ又ハ爲サシムル人、商會又ハ社團ハミネアボリス市裁判所ノ判決ニ基キ一〇〇弗以下一五弗以上ノ罰金又ハ十九日以下ノ徵治監ニ收容セラレ且免許證ハ市自治権ノ規定スル所ニ從ヒ取消サルベシ。其車體ニ金屬製免許札ヲ有セズシテミネアボリス市ノ自治區域内ニテタクシーノ運轉ヲ發見セラレタル時ハ其タクシーハ無免許車ト見做サルベシ

第十九條 免許覺書ノ車内存置

タクシーノ内部ニ掲示シ、車内ノ乗客ノ容易ニ認識シ得ルガラスニ入レタル各免許タクシーノ關スル一葉ノ札カ免許者ニ發行給與サルベシ、此札ハ免許證發行ノ年度、所有者ノ姓名、免許番號ヲ含ム、尙此札上ニハ本條例ニ依リ其タクシーノ所有者ニ依リ要求サレ得ル最高料金額、又ハ最高料金率、其タクシーノ如何ナル遺失物モ其運轉手ニ依リ中央警察署ニ移送サルベキコトノ記載、其他免許及度量衡管理者ニヨリ適當ナリト認メラレタル事項ニ關スル記述ヲ含ムヲ要ス。尙此札ニハ乗客ハ運轉手ニ對シ明確ナル形態ノ受取書ヲ要求スルコトヲ得ル旨ノ記述ヲ含ムヲ要ス。

第二十條 タクシーノ免許證ノ譲渡

本條例ノ規定ニ基キテ發行セラルハタクシーノ免許證ハソノ免許期間内ニ之ヲ譲渡スルコトヲ得。譲渡セントスル場合ニハ當該免許證ヲ所有スル免許人ノ署名アル申請書ヲ免許度量衡監督者ニ提出シ、同時ニ當該監督者ニ對シミネア

ボリス市ノ使用料トシテ一弗ノ金額ヲ納付スペシ。但シ更ニ免許手數料ヲ支拂フコトヲ要セズ。斯ル讓渡ヲ行ハント
スル申請人ハ本條例第十二條ニ規定スル報告書ヲ添附シテ申請スルト同時ニ本條例第十二條ニ規定スル方式ニヨリテ
承認セラレタル保険證書又ハ保證金ヲ提出スペキモノトス。斯ル申請ガ同時ニ讓渡車ニ關ハル保険證券、又保證金ノ讓
渡ヲ伴フ場合ニ於テハ、當該讓渡ハソノ讓渡期日マデハ從來ノ經營者ノ保險義務ヲ依然存續セシムベキモノトス。コ
ノ條件ヲ承認スルトキハ免許度量衡監督者ハ必要ノ免許證ト該車輛ニ發行スペキ證札ヲ下附スルモノトス。總テ斯ル
讓渡ハ原免許證ノ裏面ニゾノ旨ヲ記入シ、コレニ關スル免許度量衡監督者ノ書類及ビ讓渡通告書ハ當該監督者ヨリ市
警察部ニ廻送スルコトヲ要ス。

一九三一年二月一日以後ニ於テハ此處ニ規定スルモノヲ除キテハ如何ナルタクシ一車免許證ト雖モ、賣買貸借若ク
ハ讓渡ヲ爲スコトヲ得ズ。如何ナル免許タクシ一車ト雖モ免許人若クハ當該免許人ノ雇傭人ニシテ運轉免許證ヲ有ス
ル運轉手ニ非ザル人、商會又ハ社團ハ之ヲ運轉スルコトヲ得ズ。而シテタクシ一ノ彩色ヲ他ノ免許人ノ所有スル車輛
ノ彩色ニ變更スルコトヲ得ズ。但シ本條例ノ定ムル條項ニ基キテ下附セラレタルタクシ一車免許證ハ被讓渡人側ニ於
テソノ運轉上彩色ノ變更ヲ必要トセザルトキハ免許人ハ之ヲ他ノ個人商會又ハ社團ニ讓渡スルコトヲ得。同一免許證
ノ讓渡ハ九十日以内ニ一回以上之ヲ行フヲ得ズ。

タクシ一車免許證ノ下附數ハ四百ニ止ム。

現在免許人ニ下附セラレタル免許證ノ外ニ更ニ之ヲ下附スル場合ハタクシ一車免許證ノ數ガ四百以下トナリタル場

合ニ限ル。免許年度中ニ於テハ四百臺以上ノ免許證ヲ發行セズ。斯ル新免許證下附ニ關スル制限ハ免許證ノ再下附ニ
關シテハ適用セラレズ、但シコノ場合原免許人ハソノ免許年度末ニ於テ申請スルヲ要ス。

免許證ハ讓渡

現在市條例ニ規定セラル、免許證ハ一九三一年一月三十一日以前ニアリテハ人、商會又ハ社團ニヨリ之ヲ他ニ讓渡
スルコトヲ得。但シコノ場合市會ノ承認ヲ得且ツ本條例ノ諸條ニ準ジタル上本條ニ規定スル免許證下附ニ關スル申請
ヲナスコトヲ要ス。

第二十一條 タクシ一車免許證ノ取消

タクシ一車免許證ハ公聽會ヲ經テ相當ノ理由アリト認メタルトキハ隨時市長又ハ市會ニヨリ取消サル、コトヲ得。又
ミネアボリス市ニ於テタクシ一車ヲ運轉スル人、商會、協會、組合又ハ社團ガソノタクシ一車ノ運轉又ハ防害裝置上
ノ怠慢不注意ニヨリ一九二九年二月一日以後ニ生ジタル財產又ハ人ノ損傷ニ對スル最後的意思ヲソノ係争開始後三
十日以内ニ決定セザルコトガ市長又ハ市會ノ知ルトキハ之ヲ取消スモノトス。同一彩色ニテ運轉ヲナス協會ノ一員若
クハ個人、商會、組合又ハ社團ナル免許人ガ三十日以内ニ意思決定ヲ爲サザルトキハ、當該協會、個人、商會、組合
又ハ社團ノ個々人又ハ全員ノ免許證ヲ取消スモノトス。斯ル取消ヲ行フ場合ニアリテハソノ理由ト共ニ之ヲ免許證ニ
記入スルモノトス。爾後斯ルタクシ一車ト見做サレミネアボリス市ノ道路ヲ運轉スルヲ得ズ。免許證度量衡監理者及
ビ警察監理者ニ通告スルコトヲ要ス。ソノ後ニアリテハ當該タクシ一車ヲ運轉スルコトヲ得ズ。免許度量衡監理者ハ

各下附免許證及ビソノ再下附並ニ取消ニ關スル完全ナル記録ヲ保存スルモノトス。

第二十二條 罰則

人、商會、組合又ハ社團ト雖モタクシ一車トシテ運轉セラル、自動車ヲ所有シ運營シ統制スル者ハ本條ニ左ノ如ク規定スルモノ以外ノ最高又ハ最低ノ乗車料金ヲ課スルヲ得ズ。

(イ) 本條例ノ規定ニ基キテ運轉ヲ免許セラレタルタクシ一車ノ最高乗車料金ハ左ノ如ク之ヲ定ム

乗客七人又ハソレ以下ニ對シ、最初ノ四分ノ一哩又ハソノ端數每ニ二五仙、次後二分ノ一哩又ハソノ端數ヲ増ス毎ニ一〇仙

(ロ) 本條例ノ規定ニ基キテ運轉ヲ免許セラレタルタクシ一車ノ最低乗車料金ハ左ノ如ク之ヲ定ム

乗客七人又ハソレ以下ニ對シ、最初ノ一哩又ハソノ端數每ニ二五仙、次後三分ノ一哩又ハソノ端數増每ニ一〇仙

第二十三條 最高並ニ最低乗車料金

如何ナル人、商會又ハ社團ト雖モタクシ一車トシテ運轉セラル、自動車ヲ所有シ運營シ統制スル者ハ本條ニ左ノ如ク規定スルモノ以外ノ最高又ハ最低ノ乗車料金ヲ課スルヲ得ズ。

乗客七人又ハソレ以下ニ對シ、最初ノ四分ノ一哩又ハソノ端數每ニ二五仙、次後二分ノ一哩又ハソノ端數ヲ

増ス毎ニ一〇仙

タクシーメーターノ検査及ビ保存

各三分又ハソノ端數毎ニ一〇仙、待時間トハ所定ノ場所ニ到着シタル時刻ヨル運轉ヲ開始スルマデノ時間又ハ乗客ノ註文ニ應ジテ駐車シタルマ、費消スル時間ヲ謂フ。但シ車輛ノ故障又ハソノ運轉事故ニ依ル消失時間若クハ註文時間以前ニ到着シテ費消シタル時間ニ對シテハ料金ヲ課スルコトヲ得ズ

如何ナル人ト雖モ時間、日、週、月ソノ他長期間ヲ一定ノ協定料金ヲ以テ輸送便宜ヲ受クル様タクシ一經營者ト契約ナスモ之レヲ妨げズ、但シタクシ一經營者トスル契約ヲナス者ハ更ニ第三者ニ對シテ當該車輛ヲ有料貸與スルヲ得ズ（一九三一年一月三十日修正通過）

メーター制タクシ一車ハタクシーメーターニ破損又ハ故障ノアル時若クハ料金ヲ正確ニ表示シ得ザル時ハ之ヲ運轉スルヲ得ズ。斯ルタクシ一車ノ裝備スルタクシーメーターハ總テ警察監理者、タクシーメーターハ總テ警察監理者、タクシーメーターハ總テ警察監理者、タクシーメーターハ總テ警察監理者、タクシーメーターハ總テ警察監理者ノ公認代表者又ハ免許人ノ雇傭人ノ検査ヲ受クルモノトス。斯ル検査ガ警察監理者ニ依ラザル場合ハタクシーメーターハ總テ警察監理者ノ指定スル免許人ノ雇傭人ニ依ルコトヲ要シ、改メテ警察監理者ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス。検査終了後ハ當該タクシーメーターニ封印ヲナシ、且ツ裝備ヲスル時ニハ検査及ビ封印ヲ證明スル書狀又ハ證明書ヲ警察監理者ニ提出スルコトヲ要ス。タクシーメーターハ破損シ修理ヲ要シ若クハ表示不正確ナル時ハ當該メーターハ再度會社又ハ公認検査員ノ検査ヲ受ケ再度封印シ且ツソノ検査及び封印ノ證明書又ハ書狀ヲ警察監理者ニ提出スルコト

第二十四條 乗車料金ノ基礎

乗車料金ガメーター制ニ依リテ支拂ハル、場合ニアリテハ當該料金ハ乗客ノ乗車シタル地點ヨリ乗客ノ指命ニヨリ契約ヲ解除スルマデノモノヲ謂フ。但シ前ニ規定セルモノハコノ限り非ズ。乗車料金ガ時間制ニ依リテ支拂ハル、場合ニアリテハ當該時間ハ乗客ガ注文シタル時刻又ハ場所ニ於テ車輛ガ乗車準備ヲナス時刻ヨリ始マリ乗客ガ契約ヲ解除スルマテヲ謂フ。但シ人ガ時間制ニ依ラズシテタクシーメーターヲ裝備スルタクシーチャンネルモナス場合ハ本條例ニ規定スル料金率ニ準ジテタクシーメーターヲ決定シ、且ツタクシーチャンネル運轉手ハ當該車輛ノタクシーメーター表示スル正確ナルモノ以外ノ料金ヲ申受クルコトヲ得ズ。

第二十五條 乗客ノ料金不拂

乗客ハ本條例ニ基キテ免許セラレタルタクシーチャンネル當該タクシーチャンネルノ所有者又ハ免許人ヲ詐欺スル目的ヲ以テ雇傭シソノ對價ノ支拂ヲ拒ミ且ツ怠ルトキハ之ヲ不法ト看做ス。ソノ他詐欺的行爲ニ依リ乗車スルコトヲ得ズ。料金ノ支拂ヲ拒ミ若クハ不拂ノマ、逃亡スル者ハ上記ノ詐欺的目的ノ明カナルモノト見做ス。

第二十六條 車内ニ掲示スペキ料金表

有料乗客ノ輸送車トシテ免許セラレタルタクシーチャンネル見易キ場所ニ梓様ニシ且ツソノ上ニ硝子張リヲナシ當該車輛ニ乗車スル客ガ容易ニ觀取シ得ル様免許度量衡監理者ノ下附セル「カード」ヲ掲示スルモノトス。當該「カード」

ハ乗客ノ讀ミ易キモノニシテ當該タクシーチャンネル年、車輛主ノ氏名當該タクシーチャンネルノ免許セラレタル年、車輛主ノ氏名當該タクシーチャンネル免許番號本條例ノ許可セル乗車料金率及ビ當該車輛ノ運轉手氏名ヲ記入スルヲ要ス。乗車料金ノ最高率ヲ記入セル當該「カード」ヲ規定ノ通リ見易キ場所ニ掲示セサルトキハ當該タクシーチャンネル運轉手、免許人若クハ責任者ハ乗客ノ輸送料金ヲ要求シ又ハ受取ルコトヲ得ス。

各タクシーチャンネル所持スルモノトス。當該「カード」ハ本條例ニ規定セル最高料金以内ノ實際料金ヲ記入シ、當該車輛ノ雇傭セントスル者ノ要求ニ依リ之ヲ示スモノトス。

第二十七條 乗客ニ對スル欺瞞

タクシーチャンネル運轉手ハソノ車ニ乗車セントスル客ニ對シ方向又ハ條例ニ規定セラレタル料金ヲ偽ルコトヲ得ス。又乗客ノ命シタル地點以外ニ輸送シ又輸送セシムルコトヲ得ス。

第二十八條 料金領收證

タクシーチャンネル運轉手又ハソノ責任者ハ當該車輛ノ雇傭セル乗客ガ料金支拂ニ際シ領收書ヲ要求スル場合ハ警察監理者ガ規定シ且ツ認可スル用紙ニソノ領收額ヲ記入シテ渡スモノトス。當領收證ニハ明瞭ナル書體ヲ以テ車輛主氏名、機械的領收方法ニヨル場合ニアリテハメーター番號、記入式領收方法ニ依ル場合ニアリテハタクシーチャンネル免許番號、支拂金全額及ビ支拂期日ヲ記入スルモノトス。

第二十九條 乗客ノ乗車

タクシー車ノ運轉手ハ乗客カ通常ノ客ニシテ法定料金ノ支拂ヲ承認スル以上本市ニ於テソノ輸送ヲ拒ムヲ得ス。但シ當該車輛ガ既ニ契約中又ハ輸送不可能ナル場合ハコノ限リニ非ズ。免許タクシ車ノ運轉手ハ最初ニ當該車輛ヲ雇用シタル乗客ノ同意ナクシテ他ノ乗客ヲ乗車輸送スルコトヲ得ズ。

第三十條 乗客ノ勧誘

運轉手席ニアル運轉手ノ外ミネアボリス市ノ街路上ヲタクシ車トシテ乗客ヲ勧誘スルヲ得ズ。但シ空車ナルコトヲ明瞭ニ表示スル場合ハ乗客勧誘ト見做サス。タクシ車ノ運轉手ハ當該車輛ガ駐車場ニ駐車中又ハ乗客ヲ輸送中ノ場合ハ常ニ運轉手席又ハ車内ニ居ルコトヲ要ス。但シ本條ハ運轉手ガ乗車又ハ下車スル乗客ヲ補助スル目的ヲ以テ街路又ハ歩道ニ出ズルタメ下車スルヲ禁止スルモノニ非ス。

第三十一條 タクシ車輛近邊ニ於ケル佇立徘徊

タクシ車ノ運轉手又ハ車輛主ニ非ザル限り公道上ニ駐車スルタクシ車内ヌハソノ近邊ヲ佇立徘徊スルヲ得ズ。

第三十二條 詐稱

ハ人ノ輸送ニ從事スルタクシ運轉手ハ如何ナル場合ト雖モ他ノ車輛ノ運轉手ノ氏名ヲ詐稱シテ註文地點以外ノ地點

ニ人ヲ輸送スルヲ得ズ。

乗客ヲ勧誘シツ、アル者ハ乗客ヲ勧誘スル目的ヲ以テ當該タクシ車ノ所有並ニ雇用關係ヲ詐稱スルヲ得ズ。

第三十三條 運轉手ノ行爲

タクシ運轉手ハ大聲喧噪ヲ以テ乗客ヲ勧誘シソノ同意ナクシテ乗客又ハ乗客ノ荷物ニ對シテ手ヲ掛け若クハ勸誘ノ目的ヲ以テ人ノ行動ヲ阻止シ若ハソノ後ヲ追従スルコトヲ得ズ。

第三十四條 運轉手ノ行爲

タクシ運轉手ハ乗客ガ交渉中ノ他ノ運轉手ト喧嘩摑合ヲナシ又ハコレヲ妨害スル行爲アルベカラズ。

第三十五條 タクシ車ノ不法用法

タクシ運轉手ハソノ車輛ヲ淫賣、猥褻、ソノ他コレニ類スル行爲ニ供スルヲ得ズ。又ソノ目的ガ淫賣、猥褻ソノ他コレニ類スル行爲ナルコトヲ知リツ、乗客ヲ輸送スル場合ハ之レヲ不法ト看做ス。

罰則——タクシ運轉手ニシテ本條ニ違反スル場合ハ當該運轉手ニ下附セル免許證若クハ當該タクシ車輛ノ營業免許證ヲ取消ス理由充分明カナルモノトス。

第三十六條 遺失物

タクシー車内又ハタクシー運轉手ノ注意圏内ニ物品ノ遺失アルトキハ、運轉手ハ當該遺失物ヲ發見シ次第本市中央警察署ニ持參シ當警察署員ニ届出ヅルコトヲ要ス。但シ遺失物ガ所有者ノ命令ニヨリ直ニ本人ニ届ケ得ル場合ハコノ限りニ在ラズ。

第三十七條 乗客數ノ制限

本條例ニ基キテ免許セラレタル公共車ノ運轉手又ハ車輛主ハ車輛ノ通常坐席客積以上ノ乗客ヲ乗車セシムルコトヲ得ズ。又斯ル運轉手又ハ車輛主ハ有料乗客ヲ輸送スル業務ニ從事スル場合ニシテ後部坐席ニ餘裕アルトキハ前部坐席即チ運轉手ノ横ニ乗車セシムルコトヲ得ズ。如何ナル場合ト雖モ當該車輛ノ前部坐席ニハ運轉手ノ外一名以上ノ乗車スルコトヲ許サズ。

第三十八條 運轉手ノ酒氣ヲ帶ビタル場合——罰則

タクシー車ノ運轉手ガ酒氣ヲ帶ビテ運轉スルトキハ一〇弗以上一〇〇弗以下ノ科料又ハ九十日ノ拘留ニ處シ、ソノ免許證ヲ取消スモノトス。

第三十九條 罰則

本條例ノ條項ニ違反スル人、會社又ハ社團ハミネアボリス市裁判所ノ判決ニヨリ違反一件ニ付ギ五弗以上一〇〇弗以下ノ科料又ハ勞役所ニ九十日以下ノ拘留ニ處ス。人、會社又ハ社團ガ本條例ノ條項ニ違反セル日ハ拘留日數ニ加算セズ。

第四十條 一定ノ條件ニ依リ有効タルベキ在來ノタクシー車免許證

通過ト同時ニ有効タルベク本市條例ノ條項ニ定メラレタル本條例ガ通過スル時ニ既ニ下附セラレテ有効ナルタクシ一車免許證ハ、自ラ破棄スルカ又ハ本條例ノ規定ニヨリ取消ヲ受ケザル限り満期終了マデ依然効力ヲ有スルモノトス。

第四十一條 発効日

本條例ハソノ通過ト公布トニ依リ爾後充分ナル權力ト効力トヲ有スルモノトス。

(一九三〇年十月三十一日通過、一九三〇年十一月五日認定、以後修正セラル)

三、ニユーヨーク市

タクシー統制局設置ニ關スル法律

ニユーヨーク市地方法、一九三一年第三十一號

第一條

一九〇一年法第四百六十六章ニヨル改正大ニユーヨーク市憲章ハ新ニ第八章(イ)ヲ加ヘ此處ニ補足修正スルコト左ノ如シ

タクシー統制局

定義

三六九、特別ノ場合ヲ除キ本章ニ於テ使用スル用語ハ之ヲ次ノ如ク定義ス

- (イ)「タクシー車」トハタクシーメーターフ具备シ有料乗客ヲ輸送スル用ニ供スル自動車ヲ謂フ
- (ロ)「有料乗用車」トハタクシー、乗合自動車、貸切乗合自動車、遊覽乗合自動車、及一定路線並ニ一定地點間ヲ運轉スル乗合自動車ヲ除キタル自動車ニシテ有料乗客ヲ輸送スルモノヲ謂フ
- (ハ)「貸馬車」トハ有料乗客ヲ輸送スル用ニ供スル馬車ヲ謂フ
- (ニ)「公共車」トハ上記ノ定義ニヨルタクシー車、有料乗用車及ビ貸馬車ヲ含ムモノトス
- (ホ)「車輛主」トハ公共車ヲ所有スル個人、會社又ハ法人ヲ謂ヒ、積立契約、條件販賣協定又ハ名義保留契約ニヨル場合ノ購買者ヲ含ムコトヲ得
- (ハ)「運轉手」トハ公共車ノ運轉免許證ヲ有シ自身又ハ車輛主ノタメニ公共車ニ運轉スル者ヲ謂フ

タクシー統制局、役員

(ト)「免許證」トハ運轉手ニ對スル免許證若クハ車輛ニ對スル免許證ヲ謂フ
 (チ)「タクシーメーター」トハタクシーチャー料金ヲ機械的ニ算出シ明確ニ之ヲ示スモノニシテ局ノ認可セル自働的機具ヲ謂フ
 (リ)「タクシーノ駐車場」及ビ「貸馬車駐車場」トハニユーヨーク市ノ公道、公園道路並ニ街路ニ設ケラレタル一定地區ヲ謂フ
 (ヌ)「局」トハ本章ニ基キテ創立セラレタルタクシー統制局ヲ謂フ
 (ル)「車輛局」トハ公共車ノ免許並ニ検査及ビ運轉手ノ免許並ニ監督ヲナスニユーヨーク市警視廳車輛局ヲ謂フ
 (ヲ)「運轉證」トハ公共車ノ免許ニ關スル局ノ權限ヲ指ス

幹部職員、部下ノ任免

三七〇、(イ) 局長ハ局ノ幹部職員ニシテ局ノ管理ニ當リソノ責任ヲ負フモノトス。幹部職員トシテノ局長ハ役員ノ意見並ニ同意ニ基キ局ノ職員並ニ傭員ノ任免ソノ部署ノ移動及ビ職制ノ變更ヲナス権限ヲ有ス

秘書、職員及ビ從業員

三七〇、(ロ) 幹部職員トシテノ局長ハ役員會ノ意見並ニ同意ニ基キ局ノ秘書及ビ必要ト認ムル會計士、經濟學者、技術家ゾノ他傭員ヲ任免スルコトヲ得

タクシー統制局ノ管轄權

三七一、本章ノ實施ノ日ヨリ局ハニューヨーク市ニ在ル公共車ノ取締、營業並ニ免許ニ關シ管轄權監督權並ニ統制權ヲ有スルモノトス。當該事務ニ關シコノ外局ハ現在本市ノ他ノ部、局若クハ職員ニ附與サルル機能、權限並ニ義務ヲ全テ有スルモノトス

憲法並ニ州法ニ基キ、局ハソノ義務並ニ權限ヲ適當ニ遂行スルニ必要ト認ムル統一的規則及ビ取締ヲ制定シ修正シ若クハ廢止スルモノトス

局ハ關係事項ヲ聽取決定スル權限ヲ有シ、又斯ル事項ヲ調査スルタメニ局長若クハ局長ノ指定スル役員ハ参考人ノ出頭又ハ書類持參ニヨル出頭ヲ要求スル召喚狀ヲ發シ誓約書ヲ管理シ取調ヲナス權限ヲ有ス

本章ニ規定セラレタル管轄權並ニ權限ノ制限以外ニ、尙局ハ統一的規則取締及ビソノ他ニヨリ左ノ如キ權限ヲ有ス

- (1) 營業證ヲ下附シ又取消シヲナス外、本證ノ讓渡ヲ認可シ又ハ取消ヲナスコト
- (2) 公共車ノ塗色、ゾノ他車輛ノ裝備ニ關スル規定ヲナスコト
- (3) 乘車料金率及ビ運轉サービス上ノ規則並ニ標準ヲ定ムルコト
- (4) 會社經營及ビ社員並ニ株主ノ財政責任ノ有無及ビソノ適不適ヲ判定スルコト
- (5) 會計方法及ビ定期報告書並ニ營業成績書ノ提出ヲ規定スルコト
- (6) タクシー車及ビ貨馬車ノ駐車場ノ設置ヲ命令スルコト
- (7) 公共車ノ安全且ツ能率的ナル運轉ニ必要ト認ムル勤務條件ヲ決定スルコト
- (8) 局ノ事務遂行ニ必要ナル調査並ニ聽取ニ關スル規定ヲナス
- (9) 免許證ノ發行、停止、取消又ハ再發行、コレニ關係スル訴訟及ビ手數料ノ金額並ニ支拂等ニ關スル條件、取締及ビ制限ヲ制定スルコト
- (10) 以上ノ外上記ノ諸事務ヲ遂行スルニ必要ト認ムルモノヲ規定スルコト

便宜且ツ必要ナルコトノ證明書

三七二、如何ナル公共車ト雖、局ガ審査ノ上公共上ノ便宜並ニ必要性トガ當該申請公共車運轉ヲ要求スルモノナルコ

トヲ宣シ當該公共車ノ免許ニ關スル營業證ヲ發行スルコトニ非ザレバ本市ノ道路上ヲ運轉スルヲ得ズ。從ツテ免許證モ發行セラレズ。

公共上ノ便宜並ニ必要性ガ申請公共車ノ免許ヲ要求スルヤ否ヤヲ決定スルニ當リテハ、局ハ市ノ公的福利並ニ市民ノ保健保安便宜ニ必要ト認ムル充分ナル事實ヲ考慮スルコトヲ要ス。

規則及ビ取締・採擇・修正ソノ他

三七三、役員ノ命令ヲ受ケテヨリ十日間以内ニハ統一的規則並ニ取締ノ議案ニ關スル一般公聽會ノ告示ヲ引續キ三日間市公報ニ公告スペキモノトス。一般公聽會ハ告示ノ後五日以上十五日ノ期間開催スルヲ得。

役員會ハ多數決投票ニヨリ乗車料金率及ビ免許手數料ヲ含ム規則及ビ取締ノ統一的法規ヲ採擇スルモノトス

コヽニ採擇サレタル法規ハ市公報ニ告示シ告示後二十日間以上ヲ經過シタル後之ヲ實施スペキモノトス

本法規ノ採擇後ニ至リ規則及ビ取締ノ修正、追錄又ハ廢止ヲ行ハントスル場合ハ役員會ノ四名ノ同意ヲ得タル上之ヲ行フコトヲ得。但シ修正、廢止又ハ追錄ノ豫告ハ豫メ市公報 告示シ一般公聽會ヲ開催スペキモノトス。役員會ノ採擇シタル修正、廢止又ハ止追錄ハ直ニ之ヲ市公報ニ告示シ公示後少クトモ二十日ヲ經過セザルニ非ザレバ之ヲ實施スルヲ得ズ

役員會ノ採擇シタル統一的規則並ニ取締ノ法規及ビソノ修正、追錄又ハ廢止ハ局秘書ノ證明ヲ受ケタル上本市書記局ニ提出シテ本市一般條例ノ一部トシ印刷サルベキモノトス

車輛局ノ權限

三七四、現在法律並ニ條例ニヨリテ制定セラル、警視廳車輛局ハ今後ト雖モ公共車並ニソノ運轉手ニ對スル免許證ヲ下附、取消又ハ再下附シ、局ノ規則並ニ取締及ビ本章ノ規定ニ基キテ定期的に公共車ノ検査ヲ行フモノトス。當局ハ又タクシー統制局ノ承認ヲ得テタクシー並ニ馬車ノ駐車場ヲ設定スルヲ得、且ツソノ規定及ビ統制局ノ採擇セル規則並ニ取締ヲ施行スペキモノトス

車輛局ハ今後ト雖モ本章ノ規定及ビ統制局ノ採擇シタル規則並ニ取締ニ抵觸セザル法律又ハ條例ニヨリテ現在附與サレタル管轄權ヲ實施スペキモノトス。但シ統制局ガ統一的規則並ニ取締ヲ採擇シタル後ハ統制局ニ順應シテノミ管轄權ヲ實施スペキモノトス

違反、處罰

三七五、如何ナル人、會社、法人、車輛主、代理人、雇傭人、運轉手又ハソノ他ノ人ト雖モ本章ノ規定及ビ之ニ準ジテ局ノ採擇シタル規則並ニ取締ニ違反スルトキハ之ヲ違反行爲ト見做ス

但シ局ハソノ統一的規則並ニ取締法規ニ於テ規則並ニ取締ノ違反ヲ適當ニ輕減スルヤウ規定スルコトヲ得

地方法若クハ條例ニシテ抵觸スルモノ

三七六、本章ノ主要事項ニ關スル條例又ハ地方法若クハソノ一部ニシテ本章ノ主要項目ニ相反シ又ハ矛盾スルモノハ之ヲ廢止ス。但シ本條ノ規定スル方法ニ依ルニ非ザル限り本章ノ主要事項ニ關スル現在ノ地方法又ハ條例ノ廢止ヲ意味セズ

一般解釋

三七七、本章ノ條項ニシテ所轄裁判所ガ無効ト宣告シタルモノハ總テソノ効力ヲ失フモノトス。但シ裁判所ガ無効ト宣告セザル條項ハ總テ從前通リノ効力ヲ有ス

實施期日

第二條

本地方法ハ一九三二年一月二十九日ヨリ直ニ之ヲ實施ス

四、ヴァージニア州ノーフォーク市

タクシー取締條例

一九二九年六月十一日決定、ソノ後ニ至リ修正サル

市會ハ公共車、タクシー車及ビ有料乗用車ノ免許並ニ運轉ニ關スル取締條例ヲ直ニ採擇スルコトハ公共安全ノ直接保護及ビ公共保安部ノ通常業務ニ對シ便宜ニシテ必要ト思料セルニ徵シコヽニ緊急動機ヲ提出シ一九一八年ノーフォーク市憲章第十五條ニ準ズルモノナルコトヲ宣ス

依ツテノーフォークノ市會ハ之ヲ制定ス

第一條 公共車ノ運轉

ヴァージニア州ノーフォーク市ニ於ケル公共車ノ運轉ハコヽニ規定ス條件、取締及ビ制限ニ準據スペタ、公共上便宜且ツ必要ナルコトノ證明書及ビ免許證ヲ受ケズ又コヽニ規定スル條件、取締及ビ制限ニ從ハズシテ本市ニ於テ公共車ヲ運轉シ若クハ運轉セシムル場合ハ之ヲ不法行爲ト見做ス

第二條 定義

左ノ各號定義ヲコヽニ採擇シ本條例中ノ用語ノ意味ヲ明ニス

イ、公共車

公共車トハ次ニ定義スル如キタクシー車及ビハイヤー車ヲ謂フ

ロ、タクシート車

タクシートハ次ニ定義スル如キタクシーメーターフ具備シ有料ヲ以テ乗客ヲ輸送スルタメニ使用セラル、自動車ヲ謂フ

ハ、ハイヤー車

ハイヤー車トハ一定路線ヲ運轉スル乗客自動車、貸切乗合、遊覽乗合及ビタクシード除ク自動車ニシテ有料ヲ以テ乗車ノ輸送ノ用ニ供セラル、モノヲ謂フ

二、タクシーメーター

タクシーメーターハ公共車ノ乗車料金ガ機械的ニ算定サレソノ金額ヲ明確ニ示ス機具ヲ謂フ

ホ、人

人トハ個人、會社又ハ組合ヲ謂フ

ヘ、車輛主

車輛主トハ名義保留契約ニヨル車輛購買者ヲ含ムモノトス

第三條 公共上便宜且ツ必要ナルコトノ證明書

市理事ガ公共上ノ便宜ト必要性ヨリ見テ當該運轉ノ必要ナルコトノ證明書ヲ下附セザル限り如何ナル公共車ト雖モ就業免許證ノ下附セラル、コトナク從ツテノーフオク市街路上ニ於テ之ヲ運轉スルコトヲ得ズ

イ、證明書ノ申請

公共上便宜且ツ必要ナル事ノ證明書ヲ申請セントスルモノハ市理事ニ之ヲ申請シ同時ニ左ノ各項ヲ申告スペシ

(1) 申請人ノ住所姓名

(2) 申請人ノ現在使用スルカ或ハ今後使用セントスル商號

(3) 申請車輛ノ臺數

(4) 各車輛ノ種別、座席數、設計、彩色及ビ車輛ニ用ユル文字並ニ標號

(5) 申請人ハ嘗テ州若クハ市ノ法規及ソノ他ノ規程ニ違反シ有罪ノ宣告ヲ受ケタルコトノ有無

(6) ソノ他市理事ガ必要ト認ムル報告

スル申請ノ豫告ハ申請認可ニ先立テ毎週一回二週間ノーフオク市ニ於テ發行セラル、新聞紙上ニ申請人ニヨ

ツテ之ヲ廣告スルコトヲ要ス

ロ、審査及ビ審問

市理事ハ斯ル證明書ノ申請ニ關シ必要ト認ムル審査審問ヲ爲シ又ハ爲サシメ、申請車輛ノ運轉ハ公共上ノ便宜ト必要性ヨリシテ必要ナルモノナリヤ又ハ申請人ハ當該事業ヲ經營スルニ適當ナリヤ否ヤヲ決定スペキモノトス。申請人ノ適不適ヲ決定スルニ當リテハ市理事ハ當該申請會社ノ社員及ビ株主ノ適當ナリヤ否ヤヲ審査スルコトヲ得

八、證明書ノ下附又ハ拒否

市理事ハ證明書ノ下附ヲ申請セル車輌ノ運轉ガ公共上ノ便宜ト必要性ヨリ見テ之ヲ必要ト認メ且ツ申請人ハ事業經營ニ適當ナリト認ムル場合ハソノ判定ヲ申請人ニ通告シスル申請人ニハ證明書又ハ免許證ヲ下附スルヲ得ズ。若シ市理事ガ斯ル車輌ノ運轉ハ公共上ノ便宜並ニ必要性ヨリ見テ必要ナリト認メ且ツ申請人ハ事業經營ニ適當ナリト認メタル場合ハ、申請人ハ市理事ノ判定通告ヲ受理シテ後六十日以内ニ市理事ニ對シ證明書ノ下附セラル、車輌ニ關スル左ノ各號ノ報告ヲナスヲ要ス。

- (1) 車輌ノ構造
- (2) 州ノ免許番號
- (3) 従來ノ車輌使用時間
- (4) 動力定格
- (5) 當該車輌ノ販賣人ノ住所姓名
- (6) ソノ他市理事ノ必要ト認ムル報告

若シ市理事ガ申請人ハ乗客輸送業者トシテ適當シ安全ナルモノト認メ且ツ本條例ノ要求及ビ市理事ガ本條例ニヨツテ與ヘラレタル權限ニ基キテ爲スソノ他ノ要求ニ應ズルモノト認ムル場合ニアリテハ、市理事ハ申請人ニ對シコヽニ規定スル證明書ヲ下附スルモノトス。但シ如何ナル證明書ト雖モ二十臺以下ノ車輌ヲ運轉セントス

ル者ニハ之ヲ下附スルコトナシ。但シ既ニ證明書ヲ得タル申請人ノ車輌ニ就イテハコノ限りニ在ラズ。斯ル證明書ハ之ヲ讓渡スルコトヲ得ザルモ、證明書ノ下附ヲ受ケタル人ニシテ市理事ノ適當ナル承認ヲ受ケタル場合ハ證明書ノ下附セラレタル車輌ノ代リニ他ノ車輌ヲ使用スルコトヲ得。但シ市理事ニ於テ公共上ノ便宜ト必要性ヨリ見テ更ニタクシー車ノ增加運轉ヲ必要トスル場合ハ、現在二十臺以上ノタクシー車ヲ運轉スル會社ニシテコノ增加運轉ヲ爲サントスルモノニ優先權ヲ附與スルモノトス

二、免許證

上記ノ證明書下附ノ日ヨリ三十日以内ニ提出スルト同時ニ免許手數料ヲ市金庫へ完納シ規定ノ保險證券ニハ保證金ヲ提出セル受領書ヲ合セテ提出スルトキハ、收入委員ハ申請人ニ對シ證明書ノ該當スル車輌ノ免許證ヲ下附スルモノトス。但シコヽニ下附セラレタル證明書ハ無効ヲ宣告セラレザル限り有効ニシテ、原證明書ノ有効ナル限り免許證ヲ得ルタメニ更ニ新ナル證明書ヲ得ルノ必要ナシ

ホ、從來ノ免許證所有者（註）

コヽニ定義セラル、公共車ノ運轉ニ關シ一九二五年六月八日以前ニ下附セラレタル本市免許證ヲ所有スル者ハ若シ本條例ノ實施後九十日以内ニ規定ノ申請ヲナストキハ、一九二九年六月八日現在本市免許證ヲ有スル車輌ニ適用セラル、公共上便宜且ツ必要ナルコトノ證明書ヲ當然受クル資格ヲ有スルモノトス。コノ場合ニハ車輌ノ安全且ツ適不適ニ關スルモノノ外検査ヲ行ハズ、歷年度手數料ヲ追加納付スルノ要モナク又運轉ニ關シテハ總テ本條例ノ規定ニ從フ義務ヲ有スルモ一九二九年六月八日現在免許ヲ所持スル車輌ノ臺數増加ニ關シテハ何ラ市理事ノ承諾ヲ得ルヲ要セズ。但シ市理事ハ正當ナル理由ノアル場合ニ限リ一九二九年六月八日以前ニ下附セ

ラレタル市免許證ノ所有者ニシテ本條ニ規定スル證明書ノ申請ヲナスニ必要ナル期限ヲ延長スルコトヲ得。又一九二九年六月八日以前ニ下附セラレタル公共車免許證ノ所有者ハ、九十日以内ニ公共上便宜且ツ必要ナルコトノ證明書ヲ得ザル場合ト雖モ若シ車輛ガ安全ニシテ適當ナルトキハ免許歷年度末マデ本條例ノ條件、取締並ニ制限ニ基キテ之ヲ運轉スルヲ得。運轉上不適當ト認ムル車輛ヲ適當且ツ安全ナル車輛ニ替フルコトヲ得。但シ從來ノ證明書所有者ニシテノーフオク市ニ於ケル公共車運轉ノ新證明書ヲ九十日以内ニ下附セラレザル者ノ權利ハ免許歷年度末ヲ以テ全ク消滅シ、次後ニアリテハ本條例ニ規定セラル、公共上便宜且ツ必要ナルコトノ證明書ヲ得ザル限リソノ車輛ヲ運轉スルコトヲ得ズ

註——一九二九年十月八日修正

第四條 規則並ニ取締ノ增補

市理事ハ公共車ノ運轉取締上適當ト認ムルモノニシテ本條例ノ規定ニ抵觸セザル規則並ニ取締ノ増補ヲ行フ權利ヲ有シ且ツソノ義務ヲ有ス。但シ一九二六年七月六日採擇セラレタル「ノーフオク市ソノ他ノ公道ヲ運轉スル車輛ノ取締條例」ニ抵觸スル取締ハ之ヲ實施スルヲ得ズ

第五條 檢査

市理事ハ常ニ公共車及ビタクシーメーターガ不正確ナル場合ハ、之ヲ具備スル車輛ハメーカーノ修理發見シタル場合ハ、證明書並ニ免許證ノ所有者ニ通告ヲ發シ次後車輛ガ運轉ニ適スル狀態ニナルマデハスル車輛ノ運

轉ハ禁止セラルベキモノトス。若シタクシーメーターガ不正確ナル場合ハ、之ヲ具備スル車輛ハメーカーノ修理スルマデハ運轉スルコトヲ得ズ

第六條 駐車場

市理事ハ申請ノアル場合ハ公共ノ便宜ト必要性ヨリ見テ最適ト認ムル本市内地點ニ公共車ノ駐車場ヲ指定シ又ハ指定セシムルモノトス。若シ市理事ガ公共上ノ便宜ト必要性ヨリ見テ多輛ノ駐車ニ適セズト認ムルトキハ同一駐車場ニ同時ニ二臺以上ノ駐車ヲナスコトヲ得ズ。カ、ル申請ハ書類ヲ以テシ、駐車場ノ位置及ビ當該駐車場ニ駐車セシメントスル臺數ヲ之ニ記スモノトス。公共車ハ指定以外ノ公道又ハ公共敷地ニ於テハ客ヲ求メテ駐車又ハ流シ運轉ヲナシ若クハ呼掛、合圖又ハソノ他ノ誘致手段ニヨリテ流シ運轉ヲ行フヲ得ズ。本條ノ規定ニ違反スルトキハソノ車輛ノ所有主並ニ運轉手ハ違反一件ニ付五弗以上一〇〇弗以下ノ科料ニ處ス

註——一九二九年十一月六日修正

第七條 運轉事項

1、構造装置

公共車並ニコレニ附隨スル裝置ハ、常ニ安全、適當且ツ充分ナル公共便宜ヲ供シ乘客並ニ一般公衆ノ保安ヲ害セザル狀態ヲ維持シ、市理事又ハソノ任命スル代表者ノ満足ヲ得ルコトヲ必要トス

口、適切ナル運轉便宜

證明書並ニ免許證ノ所有者ハ常ニ適切且ツ充分ナル公共便宜ヲ供給スルヲ要ス。

八、衛生施設

總テ公共車ハ常ニ清潔ヲ保チ充分ナル換氣ヲ行ヒ夜間ニアリテハ充分ナル燭光ヲ具備スルヲ要ス。

二、警察官ニ對スル服從

總テ公共車ハ、言語又ハ信號ニヨル本市警察官ノ命令及ビ同市街上ニ於テ交通整理ニ從事スル公共保安指導官ノ命令ニ對シテハ柔順ニ服從スルヲ要ス。

ホ、遺夫物

公共車ノ乗務員ハ乘客ガ車中ニ於テ遺失セル金錢ソノ他ノ物品ヲ保管シ直ニ車輛所有主ニ委託スルヲ要ス。車輛所有主ハ落シ主ノ受取ニ便ナル本市内ノ適當ナル場所ニ之ヲ保管スルモノトス。受取人ガ當該遺失物ノ所有者ナルコトガ正確ニ判明シタルトキハ、直ニ之ヲ落シ主ニ引渡スコトヲ要ス。六十日以内ニ受取人ナキ遺失物ハ金錢タリト物品タルトヲ問ハズ法律ノ定ムル所ニヨリ之ヲ任意ニ處分スルコトヲ得

ヘ、タクシーメーター

タクシーメーターハ總テ正確ナル狀態ヲ保チ乘客ガソノ指示スル數字ヲ容易ニ看取シ得ル様充分ナル燭光ヲ具備スルヲ要ス。

ト、タクシート専用車

如何ナル自動車ト雖モ車體ガタクシーアークシードニ製造サレ車體内部ノ座席ハ快適ニシテ運轉手席トハ不動硝子壁ヲ以テ遮断シタルモノニ非ザレバ之ヲタクシートシテ使用スルヲ得ズ。タクシーアークシードニ改造セラレタル中古乗用車モ亦タ

クシートシテ使用スルヲ得ズ

チ、罰則

本條ノ違反ニ對シテハ當該車輛ノ運轉手及車輛王ヲ共ニ一件ニツキ五弗以上一〇〇弗以下ノ科料ニ處ス。但シ車輛主ハ本條(二)項ニ對スル違反ノ責ヲ負フニ及バズ。

第八條 保險、保證

イ、保險證券

公共車ノ車輛主ハソノ車輛一臺ニ對シ本州ニ於ケル營業ヲ認可セラレタル責任保險會社ノ最低五、〇〇〇弗ノ保險證券ヲ市理事ニ提出セザル限り運轉ニ從事スルヲ得ズ。コノ保險契約條件ハ、事故ニヨル一人ノ災害ニ對シテハ二、五〇〇弗マデ、二人以上ノ場合ハ五、〇〇〇弗マデ、財產ノ損傷ニ對シテハ五、〇〇〇弗マデトシ、當該車輛自體ノ運轉事故ヨリ生ジタル損傷ニ對シテハ全額拂ヒヲ行ハザルモノトス。

ロ、保證書

申請人ハ上記保險證券ニ代ヘ、ヴァジニア州ニ於ケル營業ヲ認可セラレタル保證會社ノ保證書ヲ提出スルコトヲ得。本保證書ハノーフォク市ニ於テ効力ヲ發シスル公共車ノ運轉ニヨル災害ノ被害者又ハ被害物ノ損傷ヲ保證スルモノニシテ被害者ハ保證記載額マダノ損傷額ヲ保證會社ニ要水スルコトヲ得ルモノトス。本項ニ規定スル保證證券又ハ保證書ハ市代辦者ノ承認ヲ得ベキモノトス。

市理事者ニ提出セラレタル保證證券又ハ保證書ニハ、保證會社又ハ保證會社ハソノ取消ニ先立チ書類ヲ以テ市理

事ニ二十日間ノ豫告ヲ通達スペキ項目ヲ挿入スペキモノトス。公共車ノ運轉免許證ハ、ソノ保險證券又ハ保證書ノ喪失又ハ期限満了ト共ニ、上記ノ規定ニ從フトキハ再び効力ヲ發スルコトヲ條件トシテ、ソノ効力ヲ消失ス。但シスル取消ハソノ實施前ノ傷害ニ對スル保險又ハ保證會社ノ責任ヲ解消スルモノニアラズ。

八、純資產二五、〇〇〇弗以上ノ業者ニ對スル免除
 本條例ノ規定ニ基ク人、會社又ハ組合ニシテソノ純資產二五、〇〇〇弗以上ヲ有スルトキハ本條例ニ規定スル責任保險ヲ自己ガ所有スルコトヲ得。但シコノ場合ゾノ事業ノ耐久性ト財政狀態ニ關シ市理事ノ満足ヲ得ルヲ要ス。斯ル人、會社又ハ組合ニシテ本條ノ(イ)及ビ(ロ)項ノ規定ヨリ免レント欲スル者ハ保險證券並ニ保證書ニ代リ得ル損傷賠償ノ財政能力ヲ立證シ市理事ニ之ヲ申請スルヲ要ス。申請人ノ財政能力ニ満足シタル市理事ハ書式命令ヲ以テソノ免除ヲ許可シ當該人、會社又ハ組合ニ對シ免除證明書ヲ下附シ該證明書ノ謄本ヲ市當局ニ保存スペキモノトス。斯ル謄本ハ當該人、會社又ハ組合ノ純資產ガ二五、〇〇〇弗以上タル限リニ於テノミ有効ナルモノニシテ市理事ノ命令モ亦然リ。市理事ハ當該人、會社又ハ組合ノ資產狀態ニ關シ隨時更ニ聽取スルコトヲ得。若シソノ資產ガ既ニ上記損傷ニ對シテ賠償ヲナシ得ザル狀態ニアリト認ムル場合ハ免除許可命令ヲ取消シ當該人、會社又ハ組合ニ對シテハ通告ヲ發スベキモノトス。コレニ依リ當該車輛ノ運轉免許ハ當該人、會社又ハ組合ガ本條ノ(イ)及ビ(ロ)項ニ規定スル責任保險ニ加入セザル限リソノ効力ヲ停止ス。

第九條 乗車料金率

左ニ掲ガル乗車料金率ハ公共車ニ依ルノーフオク市内ノ旅客輸送ニ課スルモノニシテ、斯ル交通便宜ニ對シテハ左定ム

最初ノ一哩又ハソノ端數每ニ	一五仙
次後二分ノ一哩又ハソノ端數増每ニ	一〇仙
右ノ料金率ハ乘客五人以内ノ場合ニノミ適用セラル	
乗客五人以上一人増每ニ	一五仙
待時間三分又ハソノ端數每ニ	一〇仙
時間貸シノ場合ハ一時間毎ニ	一弗

ココニ待時間ト稱スルハ車輛ガ注文ニ應ジテ指定ノ場所ニ到着シテヨリ靜止セル間ノ時間又ハ乗客ノ命令ニ基キテ駐車スル間ノ時間ヲ謂ヒ、タクシー車又ハソノ運轉上ノ不備又ハ不注意ニ基キテ費消シタル時間若クハ指定注文時間前ニ於ケル待時間ニ對シテハ何ラ料金ヲ課スルヲ得ズ。乗用車ニ於テ通常手荷物ト認メラレザル鞆及ビ行李ノ輸送ニ對シテハ五仙ノ料金ヲ課スルコトヲ得

註一一九三一年十二月八日修正

口、ハイヤー車料金(註)

ハイヤー車ニ課スル料金ヲ左ノ如ク定ム

乗客七人乗車輛ニアリテハ一時間四弗以下三・五弗以上トシ、端數時間ニ對シテハ按分比例ニ依ルコト。

乗客七人乗以下ノ車輛ニアリテハ一時間三弗以下二・五弗以上トシ、端數時間ニ對シテハ按分比例ニ依ルコト。

但シ輸送乗客數ノ多少ニハ關係セズ

鐵道並ニ汽船ノ終端ヨリ旅舍ヘ又ハソノ逆ノ順路ニヨル場合ニ於ケル乗車ハ一人當リ五〇仙以下四〇仙以上、又斯ル終點ニ非ザル本市内ノ二地點間ノ乗車ハ最初ノ一人當リ一弗以下七五仙以上一人増每ニ五〇仙以下四〇仙以上ヲ課スルモノトス。但シイヅレモノゾノ距離ガ三哩以上ニ及ブトキハ乗客ノ一人タルトソレ以上タルトヲ問ハズ一回ノ乗車ニ付三弗ヲ超エザル料金ヲ課スルモノトス

駐車場ヨリ住宅マデ呼込注文ノアル場合ハ住宅マデノ距離一哩毎又ハソノ端數毎ニ二〇仙ノ特別料金ヲ課ス
乗客ノ要求ニヨリ途中停車スル場合ハソノ待時間五分毎又ハソノ端數毎ニ一〇仙ノ特別料金ヲ課ス

註一一九三〇年十月七日修正

八、車内ニ掲示スペキ料金表

各公共車内ニハ規定ノ料金率ノ明確ニ印刷サレタル表ヲ目立チ易キ場所ニ掲示シ置クコトヲ要ス

二、料金ノ前拂ヒ

公共車ノ運轉手ハ規定料金ガ前拂ヒニ依ルニ非ザルトキハ乘車ヲ拒絶スルコトヲ得。但シ然ラザルニ於テハ既ニ先約ノ有ラザル限リ本市内ニ於ケル一般乗客ノ乗車ヲ拒絶スルコトヲ得ズ。最初ノ車輛契約者タル乗客ノ同意ヲ得ルニアラザル限り何人タリト雖モ當該公共車ニ乗車スルヲ得ズ

ホ、記録

公共車ノ注文回數又ハ乗車回數、各乗車ノ開始並ニ完了時刻及ビソノ料金額ハ總テコレヲ明確ニ記錄保存シ公共
保安部ノ検査ニ提出シ得ルヤウ用意シ置クコトヲ要ス

ヘ、料金領收證

公共車ニアリテハ乗客ノ要求アル場合ソノ乗車料金支拂者ニ對シ各支拂毎ニ領收書ヲ發スペキモノトス。斯ル領收證ハ明瞭ナル印刷又ハ筆跡ヲ以テシ、車輛主氏名、市免許番號及ビ運轉手氏名並ニ運轉手市免許番號、若クハイヤー營業者又ハ運轉手ト稱シ若クハ廣告、稱號、商標ソノ他ノ方法ニヨリテ斯ル當業者ノ如ク裝フヲ得ズ。本條タクシーメーター計量ソノ他各種料金測定種目、日付及ビ支拂總額ヲ記入スペキモノトス

例ニ規定セルタクシー車トハイヤー車ノ區別ハスル廣告、稱號、商標ソノ他ノ名稱ニモ之ヲ適用スルモノトス
第十條 公共車及ビソノ車輛主並ニ運轉手ニ對スル違反
1、「タクシー」「タクシーチ」ハイヤー車又ハ「ハイヤー自動車」ナル用語ノ使用
如何ナル人、會社又ハ組合ト雖モ若シ本件ニ規定セル條件、取締並ニ制限ヲ既ニ履行シツツアルニ非ザル限リ廣告シテ「タクシー」「タクシーチ」「ハイヤー車」又ハ「ハイヤー自動車」ナル語ヲ用ヒ、自己ヲタクシーハハイヤー營業者又ハ運轉手ト稱シ若クハ廣告、稱號、商標ソノ他ノ方法ニヨリテ斯ル當業者ノ如ク裝フヲ得ズ。本條例ニ規定セルタクシーチトハイヤー車ノ區別ハスル廣告、稱號、商標ソノ他ノ名稱ニモ之ヲ適用スルモノトス

四、運轉妨害

公共車ノ運轉及ビ之レニヨル運輸便宜ノ供給ハ如何ナル方法ニヨルモ之ヲ妨害スルヲ得ズ。不當、不法又ハ許可ナキ方法ニヨル呼止注文ハタクシ一車ノ正當ナル運轉及ビ之レニヨル運輸便宜ノ供給ヲ妨害スル意思明瞭ナルモノト之ヲ看做ス

第十一條 運轉手

如何ナル人ト雖モ通常「公共車運轉免許證」ト稱スル特別免許證ヲ得ルニ非ザル限リノマオク市内ニ於テ公共車ヲ運轉操縦スルヲ得ズ。當該免許證ハスル運轉手ニ必要トスル他ノ免許證又ハ手數料ノ外ニ更ニ之ヲ必要トス

1、申請

公共車運轉免許證ヲ申請スル場合ハ書式ヲ以テ公共保安監督官ノモトニ申出デ、氏名、現住所、現住所直前ノ住所、年齢、身長、皮膚ノ色、並ニ毛髮ノ色、性別、出生地、前ノ勤務先、配偶者ノ有無、本市ニ居住スル年月、合衆國ノ市民権ノ有無、從前ニ運轉手トシテ雇ハレタルカ又ハソノ免許證ヲ受ケタルコトノ経験ノ有無、ソノ経験アル場合ニ在リテハ免許證ガ停止又ハ取消シヲ命ぜラレタルカ如何ノ有無、並ニ州又ハ市ノ法律ニ違反シタルモノナルカ如何ニ就テノ理由、及ビ酒又ハ麻酔劑常用習癖ノ有無、及ビソノ他公共保安監督ノ要求スル報告ヲ提出スペキモノトス。斯ル申請ニ際シテハ亦申請人ヲ個人的ニ熟知シ申請ノ日ヨリ遡ル一年間申請人ノ行動ヲ觀察シタル本市々民二名ヨリ、申請人ノ品行方正ナル證明書ヲ得ルヲ要ス。申請書及ビ證明書ハ永久記録トシテ公共保安監督官ノ下

モノトス。ココニ提出セラレタル素行證明書ニ偽リアル申告アル場合ハ公共保安監督官ハ直ニ聯邦檢事ニ報告スベキモノトス

四、審査(註)

公共保安監督官ハ申請人ガ公共車ノ運轉ニ適セルヤ否ヤニ關シ適當ト思料スル検査及び審問等ノ審査ヲ行フコトヲ得。申請人ハ左ノ各項ニ總テ該當スルヲ要ス。

- (1) 年齢二十一歳以上タルコト
- (2) 正當ナル視力ヲ有シ癱瘓、眩暉、心臟障害若クハ公共車ノ運轉ニ適セザル肉體的又ハ精神的疾病ヲ有セヌ健全ナル身體タルコト
- (3) 英語ヲ讀ミ且ツ書キ得ルコト
- (4) 衣服並ニ身體清潔ニシテ酒又ハ麻酔劑ノ常用者ニ非ザルコト
- (5) 州ノ交通法規及ビノーフォク市交通條例(本條例ヲ含ム)ニ關スル相當ノ知識ヲ有スルコト
- (6) ソノ他肉體的、精神的及ビ道義的ニ見テ公共車ノ運轉ニ適切ナルコト

以上ノ各項ニ該當シテ公共保安監督官ノ満足ヲ得、規定ノ保證金ヲ供託シ一弗ノ手數料ヲ納付スルトキハ當該監督官ハ申請人ニ對シ公共車運轉免許證ヲ下附スペキモノトス。但シコレニ先立チ申請人ハ最近撮影セル自己ノ寫眞二葉ヲ申請書ニ添付シテ提出スルヲ要ス。當該寫眞ノ一葉ハ公共保安監督官ニ提出シ、他ノ一葉ハ免許證發行ニ際シ當該公許證ニ剝落シ又ハ他ノ寫眞ニ代フルコトナキヤウ貼付セシムベキモノトス。免許ヲ受ケタル運轉手

ハソノ免許證及ビ寫真ヲ公共保安監督官ノ指定シタル車體内後部ノ見易キ場所ニ常ニ掲ケ置クコトヲ要ス。公共保安監督官ハ申請人ニ對シ適當ト認ムル健康診斷、健康證明書及ビ寫真ヲ要求スルモノトス。公共保安監督官ハ申請人ガ公共車ノ運轉ニ適セザルモノト看做シタルトキハ斯ル公共車運轉免許證ノ下附ヲ拒否ス

註一九二九年十月二十九月修正

八、免許證ノ形式

申請人ニ對シ下附セラル免許證ハ被免許人ノ寫真並ニ自署ヲ記載シ尙拘引又ハ告發セラレタル記錄ヲ記載スベキ餘白ヲ設クベキモノトス。而シテ當該免許證ニ記載セル公文書ハ之ヲ抹消削除スルヲ得ズ。斯ル免許證ハ毎年一月一日ニ下附セラレ、停止又ハ取消シヲ受ケザル限りソノ年ノ十二月三十一日マデ有効ノモノトス。斯ル免許證ハ亦適當ナル確認アル場合ハ公共保安監督官ニヨリ年々更改セラルコトヲ得。コノ場合更改一件ニ付手數料五〇仙ヲ納付スペキモノトス。但シ一九二九年五月一日又ハソレ以前ニ下附セラレタル公共車運轉免許證ハ夫ノママ一九二九年十二月三十日マデ有効トシ一九二九年五月一日又ハソレ以前ニ斯ル運轉手ニ下附セラレタル徽章ハ當該運轉手ノ免許證ガ取消サルマデ夫ノママ有効トス

二、停止又ハ取消

被免許人ガ本條例若クハ州法又ハ市條例ニ違反シタル理由明カナルトキハ市理事若クハ公共保安監督官ハ公共車運轉免許證ヲ停止又ハ取消スコトヲ得。斯ル違反事件ニ關シテハ監察裁判官若クハ民事裁判所ニ提起サレル場合ハ當裁判所判事ガスル免許證ノ停止又ハ取消ヲナスコトヲ得。斯ル免許證ノ停止又ハ取消ヲ行フ時ハ徽章並ニ免許證ハ公共保安監督官ニ返還スルヲ要ス。停止ノミノ場合ニアリテハ徽章並ニ免許證ハ停止期間ノ滿了後再ビ運

三、免許證ニ記載スベキモノトス。

一旦免許證ノ取消ヲ受ケタル者ハ、市理事ニ正當ナル理由ヲ申告シテ新ニ免許證ノ下附ヲ申請スルニ非ザル限り度目ノ停止ヲ受クル場合ニアリテハ公共保安監督官ハ當該免許證ヲ取消スモノトス。停止及ビ取消ノ事項ハ悉ク免許證ニ記載スベキモノトス。

再び公共車運轉免許證ヲ下附セラルコトナシ

公共保安部ニ於テハ各下附免許證及ビソノ更改停止並ニ取消ニ關スル完全ナル記錄ヲ總テ保存スルヲ要ス。

木、保證金

公共車運轉免許證ハ、當該運轉ガ一九二四年ヴァジニア州法第四六七五條全項ソノ他飲酒ニ關スル州並ニ市法律ノ全部ニ從ヒ一九二四年ヴァジニア州法第四五四八條各項及ビ賣淫並ニ不義密通猥褻等ニ關スル州並ニ市法律ニ抵觸セザルコトノ市檢事ノ認定ト共ニノーフォク市ニ納付スペキ保證金五〇〇弗ヲ公共保安監督官ニ提出セザル限り、如何ナル人ニモ下附セラルコトナシ。但シ本條例ノ規定ニ基キ二〇臺以下ノ運轉所有ヲナス人、會社又ハ組合ガ所有シ且ツ運轉スル公共車ノ運轉手ニ對シテハスル保證金ヲ要求セズ

ヘ、保證金ノ沒收ト免許證ノ停止

被免許人ニシテ前項ノ州並ニ市法律ノ規定ニ違反スルトキハ、ソノ保證金ヲ沒收シ市金庫ニ納入シテ市ガ之ヲ保管シソノ免許證ハ之ヲ取消スカ又ハ公共保安監督官ノ裁量ニヨリ之ヲ一年以上停止ス。單ニ停止ノミノ場合ニアリテハ本條ニ規定スル保證金ヲ新ニ提出スルニ非ザル限り、免許證ハ被免許人ニ返還セラレズ、又被免許人ハ公共車ノ運轉ヲ行フヲ得ズ

ト、運轉手ハ車輛主又ハソノ雇傭人タルベキコト

本條例ニ規定スル公共車運轉免許證ハ運轉手ガ公共車ノ車輛主又ハソノ雇傭人タルニ非ザル限り如何ナル公共車運轉手ニ對スルモ下附セラルコトナシ。如何ナル人、會社又ハ組合ト雖モ人ニ自動車ヲ貸與シノーフオク市ニ於テ公共車トシテ有料ヲ以テ旅客輸送ニ從事セシムルコトヲ得ズ。如何ナル人ト雖モ公共車ノ所有者タルカ又ハソノ雇傭人ニ非ザル限り如何ナル公共車ヲモノーフオク市ニ於テ之ヲ運轉スルヲ得ズ。

チ、罰 則

保證金ヲ納付セズシテ公共車ヲ運轉スルモノ若クハ前項(ハ)ノ規定ニ違反シテヨリ一年ヲ經ズシテ公共車ヲ運轉スル者ハ最高五〇〇弗ノ罰金又ハ最高六ヶ月ノ禁固若クハソノ兩者ニ之ヲ處ス。保證金ヲ納付セザル者ニ公共車ノ運轉ヲ許可シタル車輛主ハ最高五〇〇弗ノ罰金ニ之ヲ處ス。

第十二條 罰 則

特ニ罰則ノ定メナキモノト雖モ本條例ノ規定ニ違反スルトキハ最高五〇〇弗ノ罰金又ハ最高六ヶ月ノ禁固若クハソノ兩者ニ之ヲ處ス。

第十三條 本條例ノ効力

本條例ハ市憲章ニヨリ市ニ與ヘラレタル一般警察權ノ下ニ適用セラル、モノナリ。本條例ノ條項ニ規定セラル、モノノ外如何ナル特權モ附與セラル、モノニ非ズシテ、専ラノーフオク市ニ於ケル公共車ノ運轉經營ヲ取締ルヲ目的ト

トノ宣告ヲ受ケザル部分ニアリテハ依然充分ナル効力ヲ有ス

第十四條 抵觸規定ノ無効

抵觸シ矛盾スルガ如キ規定ハ總テ之ヲ無効トス

第十五條 實施ノ期日

本條例ハ緊急條例ナルヲ以テ議決ト同時ニ之ヲ實施ス

五、其他の都市（省略）

附 錄 C

第十二表 人口二一五、〇〇〇以上ノ合衆國都市並ニ人口四〇、〇〇〇以上ノ加奈陀都市ニ於ケル主要タクシーキヤツブ取締條例ノ比較

附 錄 C “用語略解”

管轄權——管轄權ハ一般ニ次ノ權限ヲ包含ス、即、公衆ノ便益ト必要ニ關スル證明ヲ爲シ、拒否シ又ハ取消ス權限、乘車賃ヲ制定シ又ハ認許スル權限、公衆責任保險及財產損害保險ニ關スル法令ヲ施行スル權限、會計及ビ運輸ニ關シ備ヘ付クベキ帳簿ニツキ一定ノ書式ヲ制定スルノ權、定期的運輸報告ヲ提出セシムル權、一般的運輸狀態及ビ運輸上ノ安全ニツキ監督スル權限、及ビ必要ナル規則及ビ取締規定ヲ發布スルノ權限

タクシー専用車——斯ク指名セラルル自動車ハタクシーキヤツブトシテ製作サレ且タクシーキヤツブトシテ使用スル目的ニ於テノミ賣却セラルルモノナリ。タクシーキヤツブ營業用トシテ改造サレタル乗客用自動車ハタクシーキヤツブ本來ノ目的ノ爲ニ製作サレタルモノト見做サズ。「一部」ナル語ガ第十二表ニ於ケル「タクシーキヤツブトシテノ必要條件ヲ充タシ其ノ本來ノ目的ノ爲ニ製作サレタルモノ」ナル語ノ反對ノ意ニ解セラルル場合ニハ通常ノ乘客用自動車ヲタクシーキヤツブトシテ使用スルコトヲ禁スルモ特ニ本來ノ目的ノ爲ニ製作シタルタクシーキヤツブノ使用ヲ必要トセサル法令ニ一定ノ明細書ヲ挿入ス

最高料金率——法令ヲ以テ最高乗車料金率ヲ制定シタル都市ニアリテハ該最高乗車料金ヲ超過セサル限り如何ナル乗車料金ヲ課スルモ可ナリ。斯ノ如キ都市ニ於ケル大多數ノ營業者ガ實行スル乗車料金ハ一般ニ法令ニ依ル最高乗車料金ヨリ低額ナリ

最低料金率——法令ニ依リ最低乗車料金率ヲ定メタル都市ニアリテハ固定サレタル料金率以外ノ料金ヲ課スルヲ得

固定料金率——乗車料金率ヲ「固定」シタル都市ニアリテハ固定サレタル料金率以外ノ料金ヲ課スルヲ得ス

待料金——待料金算出ノ基礎ハ各都市ニヨリ異ル、而シテ各表ニ示シタル以上ノ分類ヲ試ミントスル計畫ナシ

均一制料金——本表ニ於テ使用シタル「均一制料金」ナル語ハ距離ノ如何ヲ問ハス都市内ノ二地點間ノ輸送ニ對シテ確定サレタル乗車賃ノ意ナリ。又乗客ハ此ノ均一制料金カ又ハメーター制料金カノ何レカノーフ選択スルコトヲ得ル場合アリ

地域制料金——「地域制料金」ナル語ハ全市域ニ非サル一定地域内ノ二地點間ノ輸送ニツキ確定サレタル法定乗車料金ヲ云フ。又ユニオン停車場及商業中心地間ノ如キ一定セル二地點間ノ輸送ニ對シテハ特別地域乗車料金ヲ定ムル場合アリ

第十二表「人口一二五、〇〇〇以上ノ合衆國都市並ニ加奈陀重要都市ニ於ケル主要タクシーキヤツブ取締條例ノ比較」ニ於ケル五十音都市索引

都 市(州)	番號
アクリロン(オハイオ).....	三五

アルバニー(ニューヨーク).....	六一
アレンタウン(ペンシルヴァニア).....	八一
アルトウーナ(ペンシルヴァニア).....	八四
アツシユヴィル(ノース・カラライナ).....	一〇八
アチカ(ニューヨーク).....	七七
アトランタ(ジョージア).....	三二
イーストン(ペンシルヴァニア).....	一一二
インヂアナボリス(インヂアナ).....	一一一
エル・パソ(テキサス).....	七五
エリー(ペンシルヴァニア).....	六五
オーランド(カリフォルニア).....	三〇
オーローラ(イリノイ).....	一一一
オクラホマ・シチー(オ克拉ホマ).....	四一
オマハ(ネブラスカ).....	三九
カムデン(ニューデンジャジー).....	六四
カラマズー(ミシガン).....	一〇五
カントン(オハイオ).....	七四

カンサス・シチー(カンサス).....	六三
カンサス・シチー(ミベーリ).....	一五
ガルヴエストン(テキサス).....	一〇七
クリーヴランド(オハイオ).....	六
グランド・ラビツヴ(ミシガン).....	四六
グレンデール(カリフォルニア).....	九八
コラムバス(オハイオ).....	二八
コラムバス(ジョージア).....	一一四
サギノー(ミシガン).....	八五
サン・アントニオ(テキサス).....	三八
サン・デエゴ(カリフォルニア).....	五三
サン・フランシスコ(カルifornia).....	一一
サン・ホゼ(カリフォルニア).....	一〇〇
シアトル(ワシントン).....	一一〇
シカゴ(イリノイ).....	二
シユウ・シチー(アイオワ).....	八七
シラキュウス(ニューヨーク).....	四〇

五〇二

シンシナチ(オハイオ).....	一七
ジヤクソン(ミシガン).....	一〇四
ジヤクソンヴィル(フロリダ).....	六〇
ジヤージー・シチー(ニュージャージー).....	二三
ジョンスタウン(ペンシルヴァニア).....	九六
ジヨリエット(イリノイ).....	一一五
スクラントン(ペンシルヴァニア).....	五五
スプリングフィールド(マサチューセッツ).....	五二
セント・ピータースバーグ(フロリダ).....	一一八
セント・ポール(ミネソタ).....	三一
セント・ルイス(ミズーリ).....	七
ソルト・レーク・シチー(ユタ).....	一八
タコマ(ワシントン).....	五七
タムバ(フロリダ).....	七〇
ダラス(テキサス).....	三三
デートン(オハイオ).....	四一
デカター(イリノイ).....	一〇一

五〇三

- デトロイト(ミシガン).....四
 デモイン(アイオワ).....五六
 デンヴァー(コロラド).....一九
 トレド(オハイオ).....一七
 トレントン(ニューディヤージー).....六二
 デュビュク(アイオワ).....一七
 デュールス(ミネソタ).....七八
 ナシユア(ニューハムブリッジャー).....一二二
 ナツシユザイル(テネシー).....五一
 ニュー・オルレアンス(ルイジアナ).....一六
 ニューヨーク(ニューヨーク).....四九
 ニューヨーク(コネチカット).....一二四
 ニューワーク(ニュージャージー).....一八
 ノーフォーク(ヴァージニア).....五九
 ノックスヴィル(テネシー).....七二
 ハウストン(テキサス).....一六

- ハートフォード(コネチカット).....四七
 ハリスバーグ(ペンシルヴァニア).....八六
 バーミングham(アラバマ).....三四
 バット(モンタナ).....一九
 バツファロー(ニューヨーク).....一三
 バルチモア(メリーランド).....八
 バンガーメーン).....一二五
 パサデナ(カリリフォルニア).....九〇
 パターソン(ニュージャージー).....五八
 ピツツバーグ(ペンシルヴァニア).....一〇
 ピュエブロ(コロラド).....一〇九
 フリンント(ミシガン).....五〇
 フィラデルフィア(ペンシルヴァニア).....三
 フェニックス(アリゾナ).....一一〇
 フォート・ウェーン(インディアナ).....六七
 フォート・ウェース(テキサス).....四八
 フォール・リヴァー(マサチューセッツ).....六六

ブリツヂボート(コネチカット).....	五四
ブルーミントン(イリノイ).....	一三三
ブロヴィデンス(ロード・アイランド).....	三七
ベスレヘム(ペンシルヴァニア).....	九九
ペオリア(イリノイ).....	七三
ボストン(マサチューセッツ).....	九
ボーリヨーク(マサチューセッツ).....	一一六
ボーリヨーク(オハイオ).....	一〇二
ボートランド(オレゴン).....	二五
ボートランド(メーン).....	九二
ポンチアック(ミシガン).....	九七
マンチエスター(ニューハムブリッジャー).....	八九
マイアミ(フロリダ).....	一五
ミネアポリス(ミネソタ).....	六九
ミルウォーキー(ウィスコンシン).....	一二
メーレン(ジョージア).....	一〇六
メムフィス(テネシー).....	三六

メリデン(コネチカット).....	一一〇
モビール(アラバマ).....	九四
ヤングスタウン(オハイオ).....	四五
ヨーク(ベンシルヴァニア).....	一〇三
ラシーヌ(ウイスconsin).....	九五
ランシング(ミシガン).....	八八
リーディング(ベンシルヴァニア).....	六八
リツチモンド(ヴァーデニア).....	四四
リン(マサチューセッツ).....	七六
リンカーン(ネブラスカ).....	九一
ルイスビル(ケンタッキー).....	二四
レキシントン(ケンタッキー).....	一一三
ローンリー(ヴァージニア).....	九三
ロツクフォード(イリノイ).....	八三
ロサンジュレス(カリリフォルニア).....	五
ロチエスター(ニューヨーク).....	一二一
ワシントン(コロムビア).....	一四

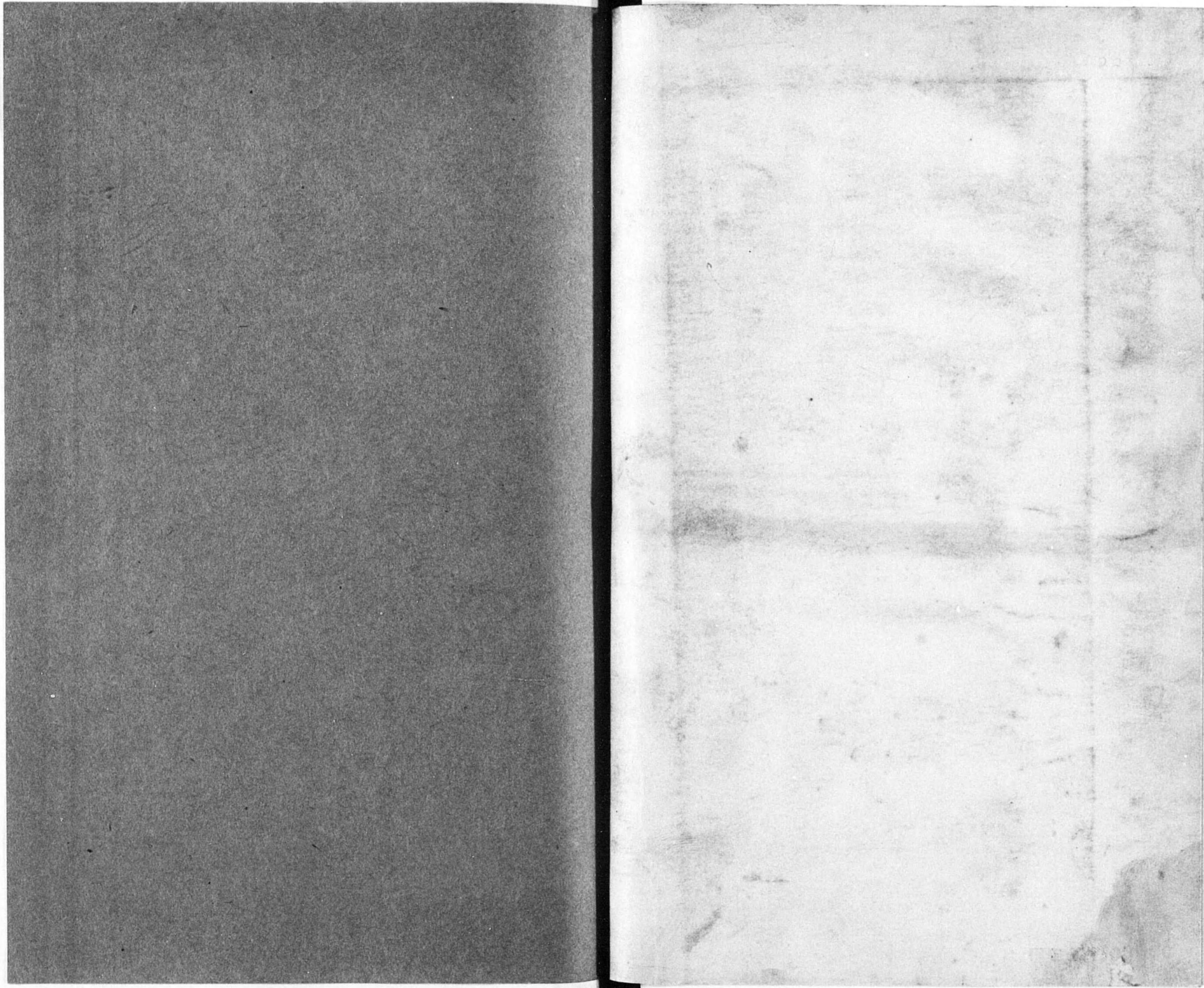
ワーセスター(マサチュセツツ).....	四二
ウイルクス・バア(ベンシルヴァニア).....	八三
ウイルミントン(デラウェア).....	七一
ウォータールー(コネチカット).....	八〇
ウォーターベリー(アイオワ).....	一一二
以下カナダ)	
オツタワ(オンタリオ).....	一三一
カルガリー(アルバータ).....	一三二
サスカトウーン(サスカツチエワン).....	一三四
トロント(オンタリオ).....	一三七
ハミルトン(オンタリオ).....	一二九
ハリファツクス(ノヴア・スコチア).....	一三三
モントリオール(クエベック).....	一二六
ヴァンクーヴァー(ブルティツシュ・コロムビア).....	一二八
ウェニペツグ(マニトヴァ).....	一三〇

(以下カナダ)

例及ヒ委員會規則ニ依ル料金率

以上ノ加奈陀都市ニ於ケル

第十二表 人口二二五、〇〇〇以上ノ合衆國都市並ニ人口四〇、〇〇〇以上ノ加奈陀都市ニ於ケル





終

